

参勤交代制の研究（五）：九州諸藩を中心として （4）

丸山， 雍成
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7179489>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 24, pp.137-183, 1979-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



参勤交代制の研究(五)

―九州諸藩を中心として(4)―

丸 山 雍 成

目 次

はじめに

一 行程

二 仕組

三 取締

四 状態

結びにかえて

は し が き

別稿において私は、佐賀藩における参勤交代の形成・展開過程を、長崎警備等との関連で述べた。そこで本稿では、同藩の参勤交代の具体的内容を知るために、その行程・仕組・取締・状態等について、近世前期の場合を中心にみることにしたいと思う。

一 行 程

ここでは佐賀藩主鍋島氏と随行の家臣ら一行が、佐賀→江戸間の参勤交代をいかなる行程と仕組で例年おこなったかを知る必要があるが、その前にとりあえず、別稿で若干ふれた鍋島勝茂の参勤交代の状況を見ておきたい。前々稿および前稿附載の「佐賀藩主の参勤交代等一覧表」¹⁾Ⅱで明らかのように、勝茂は慶長五年の関ヶ原の戦後、伏見や江戸・駿府等の將軍秀忠または大御所家康に、例年のように参勤しているが、元和四年以降は大略隔年参勤となっており、寛永十二年の参勤交代の制度化以後、特に島原の乱が終熄した同十五年以降は、隔年参勤の形態が完全に定着している。なお、長崎警備との関係で、佐賀藩の十一月参府・二月下国が恒常化するのは慶安元年以降である。

こうした勝茂ら佐賀藩主の江戸参府の道筋は、本国肥前の居城佐嘉より豊前大里までが陸路、大里より大坂までが海路(瀬戸内海)、大坂より江戸まで東海道(稀に中山道)のコースをとり、下国時はこの逆の道筋であったが、そこには年代の推移や特殊事情によって若干のコース変更や例外などもみられたようである。

◇佐嘉→大里(陸路)

まず、佐嘉→大里間、というより九州内陸部でのコースはどうか。『勝茂公譜考補』は、勝茂が鍋島生三らに宛てた慶長五年(推定)八月二十五日附の書状を載せているが、その内容は「大坂出生の子、伊勢松(二歳)の病状に関するもので、「伊勢松相煩ニ付而、下関、相扣候由、無心元存候」とか、「路次之儀、道も近く候間、秋月、通能候ハんと存候、但、其元可然談合尤候」といったことが書かれている。²⁾この年の八月は関ヶ原の戦の最中で、勝茂は西軍側に組みして在坂中であり、下関に滞在中の伊勢松の病状を案じて、その取扱いを本国の生三らに依頼したのである。もっとも、この書状は、単に伊勢松の件だけでなく、当時鍋島氏が上洛・帰国の途中、九州内陸部では秋月通りを通行したことを示唆する記述もみられるのである。なお、勝茂はくだって元和元年四月の上洛の際も、秋月通りを経由した

ことが知られている。⁽³⁾

この秋月通りとは、大里の次の小倉で長崎路と分岐して併行する香春街道の金辺峠を越えて、香春にいたり、ここから猪膝・大隈・千手を経て秋月城下に出る街道である。これはさらに野町・松崎と經由して久留米にいたるのであるが、佐嘉へは松崎から長崎路の肥前田代へ合流する道筋と、久留米から佐嘉へむかう道筋とがあった。鍋島氏の秋月通り經由のコースが、佐嘉―久留米―秋月―小倉か、佐嘉―田代―秋月―小倉かは明らかでないが、いずれにしても、慶長五年入封した黒田氏の筑前福岡藩領内の長崎路でないことは確かである。

一方、筑前国内の長崎路は、小倉を出て黒崎・木屋瀬・飯塚・内野・山家・原田の六宿を経由するので、筑前六宿街道ともよび、肥前の田代へ連結する。慶長十六、七年に山家、内野両宿が設けられ、またこの頃、山家と内野を結ぶ冷水峠の峠道を、黒田長政から山家附近に八千石の知行地を与えられた重臣桐山丹波が家来志方彦大夫に命じて開いたとも、さらに毛利但馬の命で内野の土蒙内野太郎左衛門によって開かれたともいわれている。⁽⁴⁾ このことから、筑前六宿街道の成立は、慶長十年代の後半とみるのが妥当のようである。したがって、筑前六宿街道の成立前においては、佐賀藩主は九州内陸での参勤交代路として、秋月通りを利用したものとみて差支えないと思う。寛永十四年島原の乱が勃発すると、在府中の鍋島勝茂は子元茂らを急拠下国の途につかせたが、十一月朔日元茂が豊前大里に到着した時、西丸御用達の東魚町魚屋八郎兵衛らがこれを出迎え、さらに筑前原田宿では屋根葺職の山田伝之助が出迎えたことは、すでに別稿でふれたところである。⁽⁵⁾ これによれば、元茂の下国の道筋は筑前六宿街道となる。

承応元年二月下旬、幕府から就封の賜暇をえた勝茂は、孫の光茂と共に下国の途につき、翌三月上旬大坂に到着、光茂が「海上、アゲノシャウヨリ御庖瘡御仕付」き、上ノ関に到着して保養したため、勝茂はここに暫時逗留の後、同所を「御出船、四月二日内裏ニ御着」^(大里)、同月五日に佐嘉へ帰城した。一方、光茂も、九日には上ノ関を出船して、二十一日に着城したが、この時の九州内陸での通路について、『勝茂公譜考補』は「今年ハ光茂公始ノ御通路故、御

吉例ニ任セラレ秋月通ヲ御越ナリ」と記し、さらに補註の形で「按ニ寛永ノ比、筑前ト御不和ノ事アリテ、毎度秋月八丁通ヲ御越遊ハサレシガ、有馬御出陣ニ付御帰国ノ節モ八丁通ヲ御通路アリ、此事ニ依テ八丁通ヲ御吉例ト称セラル歟」と叙べている。⁽⁶⁾

これによると、鍋島氏は寛永年間の黒田氏との不和以降、筑前六宿街道をへずに秋月通りを利用したことになるが、しかし前記の鍋島元茂のごとき例外もあるわけである。なお、右の二年後の承応三年三月の就封時においても、勝茂・光茂は同道で秋月通りを経由して、四月末に佐嘉へ帰城している。この帰国の途中に病氣だった勝茂は、翌明暦元年も恢復することなく参勤を猶予されたが、同二年三月ついに没した。⁽⁷⁾その後、光茂の代には引続き秋月通りを通行したようであるが、寛文十二年四月、光茂が子の綱茂の初入部に際して同道で豊前大里に着船すると、黒田家より飛札でもって、光茂らが福岡藩領内を通過する際、内野・山家間において出会したい旨を申し出てきた。このため光茂・綱茂の「御両殿様御一同、大里御発駕、八丁通御越ノ筈ニ候処、右衛門佐殿御出会ニ付、冷水通御越」ということになった。⁽⁸⁾もともと、内野・山家間というが、実際には山家で福岡・佐賀両藩主が出会、料理等が出て、家老黒田宮内も出席したという。⁽⁹⁾これは黒田忠之・鍋島勝茂時代以来の冷却化した両藩の政治関係を改善する動きともみられるが、くだって宝永五年三月鍋島吉茂が就封した時も、大里到着後のコースは冷水通り（筑前六宿街道）であって、山家において福岡藩主黒田綱政と出会のうへ帰国している。⁽¹⁰⁾しかしながら、佐賀藩主の通路が筑前六宿街道に完全に一本化されたかという点、必ずしもそうではない。享保元年九月、吉茂が宗茂を同道した時、「御参観御上道」^{吉茂公ハ冷水通}公ハ八丁通というふうに、筑前六宿街道と秋月通りが併用されており、これが後には次第に統一されたというのが実状のようである。

◇佐嘉—伊万里—大里（陸路・海路）

なお、以上は佐賀藩主の参勤交代路のうち九州内陸路の分であるが、このほか史料的には明確でないけれども、江

戸初期には佐嘉―伊万里―大里(陸路)―大坂(同上)のコースもあったようである。福岡藩主黒田氏が福岡―箱崎―若松の陸路に引続いて、海路をとった一般的なコース以外に、博多湾から直接大坂へ通航した事例があるように、佐賀藩主の参勤交代における伊万里経由のコース想定は、江戸初期の佐賀・福岡両藩の政治関係から考えても、さほど困難ではないのである。

慶長五年の関ヶ原の戦の際、鍋島勝茂らの難儀を察した多久長信は、兵糧を上方に送るため、庭木右近允を上乗りとして伊万里より船を出したことがある。⁽¹³⁾これが鍋島氏の参勤交代と直接関係あるわけではないが、当時から伊万里が商船や軍船、特に早船の集結港だったことと無関係ではない。同八年五月、鍋島勝茂は生三に宛てた覚書で、「かせ丸・こせき・なみハリ・小たか丸・ちとり丸・せんたい丸・上下丸・わかたか・とやたか丸」の廻漕について、「八月朔日より早々可差登候、我等事八月中旬、此方罷下へきと存候、各も其分ニ候、いつもはやふね(早船)すくなく候て、運賃過分之事候間、得其意、可差登候」と命じている。⁽¹⁴⁾右の各船が参勤・就封の御用に使われていたことは間違いない。同年七月の書状では、みずからの下国の期日を報じ、国許からの廻船を指令して、「我等事も御いとま之儀、円光寺令談合、来月十四五日之頃、可出船覚悟候間、得其意、其元有之は(早船)はやふね共、皆以早々差登可申候、(中略)大ふねの儀、伊間里津いまた出船不申候は、差登候儀無用ニ候、途中まで出候は可差登候」と記している。⁽¹⁵⁾このほか、八月七日(年代不明)の書状でも、勝茂は、「我等はやふね、不残為迎大坂可差上候由、先日申越候間、定而可為其分候」と命じているので、伊万里の大船などが勝茂の就封に際して、大坂まで出迎えに徴発されていたことがわかる。しかし、右の事例だけでは参勤交代時における勝茂一行の伊万里港発着の証明にはならない。そこで以下、その具体例を示すことにする。

元和八年正月、勝茂の奥方(高源院)は男子を出生、その名を伊勢仁王と称したが、これが後に佐賀三支藩の一つ鹿島二万石の始祖となった和泉守直朝である。同年春の勝茂の参勤には、この奥方以外に於市・翁介(勝茂の子、忠直)

も同道、多久長門守がこれに随従したが、この間の状況は『勝茂公譜考補』が詳しい。勝茂ら一行は三月二十七日佐嘉を発駕、その夜は北方村に一泊して、翌日伊万里へ到着、勝茂は浄光寺、奥方は笠町の重松弥三右衛門宅に宿をとった。しかし折から日和あしく、四、五日ここに逗留、その間勝茂は慰安のため桶久島で兎狩をし、この島を牧に指定したりした。四月四日、勝茂らは「伊万里ヨリ御船ヲ被出、海上御機嫌能、大坂ニ御着」の後、勝茂が先発で江戸へむかい、奥方はそのあとを追うかたちで東海道の旅をつづけた。⁽¹⁷⁾ なお、『元茂公御年譜』にも、同年条には「三月廿七日、勝茂公御参勤佐嘉御発駕、此節御前様并於市様・翁介様御同道、伊万里より御舟にて御登り被成候、御供多久長門守也、(中略) 四月四日、伊万里御出船、大坂へ御着、勝茂公ハ御先立江戸江御越、御前様ハ御跡より御旅行」と、右とまったく同じ内容のことが記されており、⁽¹⁸⁾ この時、伊万里と大坂の航路をとったことは明白である。しかし、こうした伊万里経由の参勤交代が、当時の程度おこなわれたかは明瞭でなく、寛永十五年六月、勝茂が多久美作宛ての書状で「我等儀、昨日内裏^{（内裏）}下之関へ渡海申候、伊万里より差廻候船、昨晚今日間ニ着申候」と述べているところからすれば、⁽¹⁹⁾ 勝茂は陸路、佐嘉より大里へいたり、ついで下関へ渡海したことがわかる。とすれば、元和段階はともかく、寛永段階には一般的に佐嘉と大里（陸路）、大里と大坂（海路）のルートが定着していたのであろうか。⁽²⁰⁾

◇大里—大坂（海路）

江戸初期の佐賀藩主の参勤交代が、伊万里と大坂、大里と大坂のいずれをとわず、瀬戸内海の航路をとったことは、他の西南大名と変るところがない。例えば、別稿附載の「佐賀藩主の参勤交代等一覧表」ⅠⅡでも明らかのように、参勤・就封の時を併せて、勝茂が海路をとった年は慶長五年・同八年・同九年・同十三年・元和元年・同六年・同八年・寛永十五年・正保四年・承応元年・同二年・同三年・明暦二年である（これ以外にも欠落の分が多い筈である）が、他方、中国路を陸行した事例は史料上はまったく見当らないのである。このことは、江戸前期の中国路宿駅の形成が未熟な状態だったため、いきおい大船団による瀬戸内海通航を引きつづき盛んにおこなったことを示唆するもの

である。

ところで、参勤交代の佐賀藩主を乗せた御座船以下の藩船は、大里へ大坂間をどのようなコースで通航したのであるか。これは江戸前期に關しては必ずしも明らかでないが、不十分ながら可能ながざり見ることにしよう。

多久茂矩が藩主鍋島氏の江戸参勤状況を問合せた書状によると、「然者、轟木⁽¹⁾、打立之日ハ曲天氣ニ而、(中略)翌晩大里着、追付乗船ニ而、十日之朝殊日和能、順風ニ而下、関出船之由承、(中略)定而其日ハ上、関着か、猶夫も先迄ハ可為御越と存候、翌十一日も爰元ハ能日和ニ而御座候條、右兩日ニ如形行船ニ而、室、近ク迄も可為御越と存候」⁽²⁾と、大里を出船後は、まず下関・上関・室などを經由したことがわかる。しかし、この書状は後欠で、その先の停泊予定地も、また藩主の名も明らかでないが、江戸初期の史料であることだけは確かである。室から先の行程はどうか。同じく年代不明の、鍋島勝茂が多久美作ら国老中に宛てた書状には、「海上日和能候て、一昨廿六日室津令着、昨朝姫路へ参、下総殿へ懸御目、緩々と得御意、無残所御馳走共候つ、今朝者明、右御城へ見廻申候処、大久保加賀守殿御振舞、夫々直ニ大坂へ乗船申事ニ候、定而今晩天満着可申と存候」⁽³⁾と記されていて、室津の次は瀬戸内海沿岸の姫路・明石の各城主らを訪問、大坂天満に到着して上陸したものと推定される。なお、日和見や暴風雨時の臨時停泊地はともかく、右にみた大里へ大坂間の停泊地以外の例をあげると、津和・兵庫などがあるが、一方、天満から先きはいかなる行程だったか。

この点については、前述した鍋島勝茂の奥方高源院が伊万里から江戸へ参府したときのコースが、きわめて示唆的である。右の場合、高源院は勝茂の参勤交代に同行して、元和八年の四月四日伊万里を出船したが、その後は若松・下関・田浦・向島・蒲刈・阿伏兎・白石・直島・牛窓・室津などを経て、「五月二日、^(安宅)アタケ丸ハ大船ナルニ付テ、高砂ノ入江通ルマシトテ、御子様方ノ御船日吉丸ニ御ウツリナサレ、御順風ニテ大坂川口ニ御着船遊ハサル、翌三日昼頃、天満ノ御屋敷ニ御入アル、爰ニ五日御滞留ニテ御休息遊ハシ、七日ノ未明ヨリ御乗船ナサレ、其晩ニ伏見へ御

着ナサレケリ」というのである。⁽²⁴⁾これによれば、勝茂の奥方は、大坂川口に着船後、さらに進んで天満の佐賀藩邸に入り、五日間の休息の後に再び川船で淀川を溯航して伏見で上陸、ここから東海道の旅についたことになる。

これは藩主奥方の江戸への旅という特例ではあるけれども、藩主自身の参勤・就封のコースと示唆しているように思われる。とすれば、参勤の西南大名の多くは、瀬戸内海を海船で大坂川口まで通航し、ここで川船に乗りかえて、藩邸を経由するか、またはここを通過して伏見で上陸し、他方就封の際は、このまま右の反対方向をとると思われるからである。このルートは、大坂と京都間の京街道（伏見大坂道ともいい、また東海道にふくめる場合もある）の陸路とは交通運輸の上で拮抗する水路であるが、他方、参勤交代の諸大名が瀬戸内海の航路よりも次第に中国路を多く通行しはじめると、これまた伏見より山崎・瀬川・昆陽をへて西の宮に達する山崎通りに取ってかわられた。

◇大里―下関―大坂（海路・中国路）

すでに述べたように、鍋島勝茂の時代には、参勤交代に中国路を利用した形跡が全くないが、その孫光茂の代になると、中国路を通行下国した例をみるようになる。『光茂公譜考補』は、寛文十二年の三月六日、光茂の子綱茂に初賜暇があったので、光茂父子が佐賀藩の江戸上屋敷を同月十一日に発駕したとした後、ついで「同廿日公ハ美濃路御越、綱茂公ハ桑名御泊、同廿三日両公伏見御泊、同廿四日公ハ陸ヨリ、綱茂公ハ御船ニテ大坂御着、同廿七日公中国通路、綱茂公ハ御乗船、四月七日大里御着、同十日公大里御着」と記している。⁽²⁵⁾これは、光茂・綱茂の下国時の通路ながら、佐賀藩主の参勤交代のルートの大衆を示唆する点で、きわめて興味ある記事といえる。それは東海道経由の場合の桑名七里渡しに代表される東海道本ルートと美濃路廻りのルート、ついで前述の伏見と大坂間の京街道と淀川船の両ルート、そして中国路と瀬戸内海の両ルートが端的なかたちで表現されているからである。

しかも、ここで特に重要なことは、右の記事が佐賀藩主の中国路通行の初見であることである。⁽²⁶⁾そして、次の中国路関係の記事は宝永三年十二月、吉茂が父綱茂の看病のため賜暇を得て帰国した時となる。⁽²⁷⁾その三年後の宝永六年の

参勤時には、「十二月三日大里ヨリ御乗船、同十七日室津御着船、夫ヨリ御上陸、同十九日大坂御着、京都御立寄、美濃路御旅行」とあって、大里く室津間を海路、室津く大坂間を陸路というコースをとっている。くだって正徳五年の就封の際は、「四月三日同所御発駕、同五日室ヨリ御乗船、同廿六日防州三田尻ヨリ御上陸、五日朔日御着城」というふう到大坂く室津間が陸路という点は同じであるが、三田尻で再上陸しているところを見ると、陸路の距離が延長されたのかも知れない。享保十三年の吉宗の参勤行程は、宝永六年の場合と同じである。⁽²⁰⁾ もっとも、『吉茂公御年譜』などでは、中国路通行か瀬戸内海航路をとったか明記してない年もあるが、宝永七年以降は例年のように中国路を通行するといった具合に、大きく転換したことが知られる（その転換の理由は後述する）。

◇大坂・伏見―江戸（東海道・美濃路・中山道）

最後に、大坂ないし伏見から江戸までのコースであるが、これは東海道と中山道の両通路に大別される。しかも前者は、いわゆる通常の五十三次のコースと、東海道の草津から中山道に入り垂井で美濃路へ進んで宮（熱田）で東海道に合流するコースとに分れる。前述した寛文十二年の光茂・綱茂父子の帰国時における両通路の例が、その典型といえよう。『勝茂公譜考補』は、勝茂が慶長六年の参勤途中、その前年に忠節を尽してくれた桑名の大田惣助を訪ねて同家に止宿し、以後は佐賀藩主の「御本陣ニ定メ」たこと、および同六年、在府中の勝茂に宛てて惣助が御機嫌伺いの飛札と共に鮫肉・奈良漬の両種を贈ったことに対する、勝茂の礼状を載せている。⁽²¹⁾ 一般的には東海道宿駅の本陣は寛永十年代以降に初めて「本陣職」として成立するので、右の慶長六年の「御本陣」成立の記事は疑問であり、おそらく佐賀藩と特別な関係をもつ大名宿として先ず出発したことをさすのであろう。また一方では、右の勝茂の礼状を慶長十二年のものに指定する説もあり、早急な判定は下しがたいが、いずれにせよ、慶長年間に佐賀藩主と親密な関係にある大名宿が東海道宿駅桑名に存在したことは確かであって、これは同時に、同藩主の参勤交代が桑名七里渡しを経由する、いわゆる東海道の通常コースを多く利用したことを物語るものである。

なお、諸大名の東海道通行が一般的なのは、交通上の利便のほかに、駿府の大御所徳川家康への参勤が必要だったことも関連性がある。くだって寛永十二年正月、勝茂は就封の途中、東海道石薬師宿で一泊したが、江戸から飛脚が追いかけてきて子忠直の死去を伝えた。勝茂はこの訃報を不吉に思い、二度と石薬師に宿泊すべきでないと思へ、これ以後は本陣の亭主にも御目見えを許さぬのみか、家中の諸士もこの宿場に泊らぬようにしたという⁽³¹⁾。

美濃路經由の例としては、前出寛文十二年の綱茂の初入部や、光茂の天和元年の参府、吉茂の宝永六年の参府、翌七年の帰国、享保元年の参府の時などが史料的に明らかな分であるが、これ以外にも江戸初期には数多く通行したようである。勝茂は、多久美作に宛てた書状（年代不詳）の中で、帰国の賜暇が出たけれども、「公家衆・西国衆同前に御暇出、路次こみ合⁽³²⁾い、また少々用所もあるため、江戸発駕を延期したと述べている。このように、諸大名等の東海道通行が集中する時期には、桑名七里渡しも非常に差轆し、このため急ぎのものは美濃路のコースをとらざるをえなかった。また、この美濃路の宿駅制が織豊時代以来、比較的早期に整備されていたことが、こうした傾向をいっそう助長したものと思われる。

さて、中山道通行の事例はどうか。慶長十年代（推定）の在伏見の勝茂より鍋島生三に宛てた書状には、「我等事、江戸罷下、將軍様致 御目見え可然之由、本佐・同上州御指南ニ候条、圓光寺御供申、中山道罷下、江戸隙明候ハ、東海道罷上、於駿府又々大御所様御目見え申可罷上之由、右御兩人御指南ニ候」とあって、勝茂はこのようにした後、七月末には下国したき旨を報じている⁽³³⁾。これによれば、勝茂は伏見を発ち、中山道經由で江戸参府して將軍秀忠に拝謁し、ついで東海道をのぼつて駿府の大御所家康に拝謁した後、帰国の途につく予定だったことが知られる。また、別稿でふれたように⁽³⁴⁾、勝茂は慶長十九年の大坂冬の陣の際、江戸より「木曾路御通路ニテ大坂へ御着アル」といった経路をとっており⁽³⁵⁾、元和五年、同九年秀忠が上洛した時も、「勝茂公ハ御先立、木曾路御通り」⁽³⁶⁾また「去廿二日江戸出立、木曾路罷上、今月□日、令京着候間」と⁽³⁷⁾、これまたそれぞれ中山道を経由している。

これらは大坂の陣とか將軍上洛の先立とかの特例であるが、このほか元和年間（推定）の勝茂が生三に宛てた書状によれば、大坂天満や伏見への逗留後、「我等儀者木曾路罷下事ニ候」とあり、⁽³⁸⁾同じく中野茂利らが生三に宛てた書状（年代不詳）でも、「勝茂様今日京御立、中山道、江戸へ被成御越儀ニ候」とあって、⁽³⁹⁾江戸参勤の途中、中山道を経由している。また、勝茂は、正保元年春の参府時にも中山道を利用しているが、以後は光茂が元禄九年の下国、吉茂が享保二年の下国、宗茂が同四年の参府の途中といった通行状況である。⁽⁴⁰⁾それは江戸初期には中山道通行の例が比較的多く、一時しばらく減少して、享保以降再び増加の傾向をたどるものとみてよい。

諸大名の中山道通行の増減が、東海道の通行量や大名財政のあり方と相關々係にあり、同時に東海道宿駅の運営維持にも大きな影響をおよぼすことはいうまでもない。このため幕府は、諸大名の中山道通行に一定の制限を加え、延享三年九月には「参観御暇之面々、近年木曾路旅行之儀数多願有之候、無抛病氣等は格別、左も無之面々は相願候儀可為無用旨、寄々可相達候」と通達した。⁽⁴¹⁾この時期、諸大名の中山道通行がいかに顯著だったかを如実に反映している。

二 仕 組

佐賀藩主鍋島氏の参勤・就封時における大名列および船団等の仕組はどうであったか。この点に関する最も早い時期の史料としては、慶長九年九月二十二日附の「供立次第之事」があげられる。これには一から十四まで、(1)鉄砲、(2)弓、(3)鎗、(4)さし替、(5)はさみ箱、⁽⁴²⁾(6)小道具、⁽⁴³⁾(7)かち小姓、⁽⁴⁴⁾(8)持鎗、⁽⁴⁵⁾(9)乗物、⁽⁴⁶⁾(10)かち小姓、⁽⁴⁷⁾(11)馬乗、⁽⁴⁸⁾(12)又小者手明、⁽⁴⁹⁾(13)又はさみ箱、⁽⁵⁰⁾(14)又道具、と番号順に列記され、これに道中法度に近い内容ともいえる箇条書がつづく。⁽⁵¹⁾ところで、鍋島直茂・勝茂父子は翌十月初めには佐嘉を出立、特に勝茂は十一月には江戸に参勤しているので、右の「供立次第之事」が出発前の道中供之者の概略と規則を示したものとみて差支えない。なお、翌十年五月、勝茂は伏見で

上洛中の大御所家康の養娘於茶々との婚礼をおこない、六月に帰国の賜暇を得るが、次はこれに関係のある史料というべきであろう。⁽⁴³⁾

伏見上下之船数之事

一 あたて 壹そふ

一 大つはめ丸

一 四十六丁立之船 貳そう

一 三十六丁立之船 拾そう

一 小早船

一 てんたう 貳そう

一 小白船

一 紀伊国丸

一 てんたう 貳そう

右法度を背に於在之ハ、在々庄屋・散使として則からめ取可指上者也、

慶長十年

七月九日

右は本国の浦々から、伏見へ本国佐嘉間の往返に必要な船を徴発したものである。ところで、この史料中のつばめ丸・小白丸などの名が、その前年（慶長九年）六月勝茂が生三らに宛てた書状に出てくる。それには、「藤八郎殿御上洛候節、御乗船之儀、^(如力)□水々給候天神丸ニ而も、加州無上洛候ば小白船ニ而もよく候はん哉、但つはめ丸差下候而も可然候は、重而可申越候、はやふね共其元へ下置候条、いづれも修理以下申付、今度御供船ニ可申付候」云々とみえ

るが⁽⁴⁴⁾ これは童造寺高房の上洛時の乗船は福岡藩黒田孝高（如水）がくれた天神丸でも、鍋島直茂が上洛しないなら小白船でもよくはないか、つばめ丸を差下してもよければ重ねて申し越せ、という内容である。当時は、天神丸や小白船・つばめ丸が藩主らの御座船として使用されていたものと思われる。一方、前述した元和八年勝茂の奥方高源院の乗船名はアタケ丸で、子の於市・翁介らの船は日吉丸であるが、このアタケ丸と右の掲載史料の「あたて」とは果たして同一船なのであろうか。

このほか、元和年間（推定勝茂は参勤の途中、大坂天満から国許の生三に宛てて、四十四挺の早船以外に、伊万里の材木で四十二挺立の早船二艘をつくるよう命じている⁽⁴⁵⁾。また、寛永十年四月、勝茂は、蔵入・家中とも早船各二十五艘と定め、さらに加勢催合銀を右の五十艘のうち、蔵入から三十艘へ、家中から二十艘へ差出させることにした⁽⁴⁶⁾。同年九月の「早船之覚」によると、蔵入からの早船三十艘の内訳は、乗船二艘（七十挺立・乗替船三艘・早船二十五艘（内二艘が使者船）で、家中からの役目早船は二十艘であるが、鍋島元茂・孫平太は半役となつて⁽⁴⁷⁾いる。翌十一年二月には、勝茂は、御供船のうち家中からの役目早船も蔵入の船同様、大坂で修理させることとし、十二年（推定）十二月、家中の早船造立について、鍋島元茂の半役と村田伊平太の無役以外はすべて、「物成百石切二而、三千石の一艘充ニ相究」めたならば、家中の間に損得の不公平が生ぜず船数も多くなるとして、これを命じた⁽⁴⁸⁾。これによれば、佐賀藩では早船一艘の造立基準が物成三千石であるが、実際は一艘平均、物成三千七百三十五石七斗八升の計算となる⁽⁴⁹⁾。なお、当時は「西国衆いづれも於大坂、早船漸々被作候由」というふうに、佐賀藩にかぎらず西南大名の間で、大坂における早船造立が普及したことが知られる。同十三年十一月現在の、蔵入からの早船等の内容は次のとおりである⁽⁵⁰⁾。

蔵入よりの早船并荷船数之覚

一凡七拾丁立

式艘

一五拾六丁立る四拾四丁立迄之船 三艘

一四十六丁立る四拾四丁立迄之船 四拾艘

一三拾二丁立る三拾丁立迄之船 拾艘

一三百石積之荷船 貳艘

一貳百五十拾石積之荷船 三艘

合六拾艘

一寺井江召置候使者船并白石通之船も定之櫓数ニ合候船は、右六拾艘之内ニ加テ、

一天道・天満其外定之櫓数之内之船は、右六拾艘之外也、

一先様新造并作直し船有之時は、定之書立ニ合せ可作事、

一此中役目ニ差出召置候船乗、前役ニ立候間ハ、蔵入より修理可仕事、

一先様早船作候板之儀、杉又^{つが}・楠^梅二而も不苦候、二階棚・三階棚ニも作らせ可申、松板は可為無用事、

右六拾艘之船、俄之時之懸合ニ成候様ニ兼而相誘置可被申候、已上、

寛永十三年

十一月九日

信濃守 御印

これによれば、當時は早船や荷船の新造・改造が進められていたようである。また、六十艘の内訳は、七十挺立二艘が藩主の御座船用、五十三艘がそれ以外の明船、五艘が荷船であつて、天道船・天満船など三十挺立以下の分は右の六十艘以外ということになり、船材は杉・梅・楠などで、松材は使用しなかつたことがわかる。

これより先き寛永十一年二月、勝茂は、「大坂より下関迄、海上十日分之飯米にて、數百人加之者罷下候刻、日和悪敷」くて航行遅延の場合、飯米欠乏して困惑する旨の西松左衛門尉らの申上に対して、帰途その地で申しつける

旨を返答しているが、果たして十二月、かれは、(1)船頭の飯米は小者を召連れた者には主従の飯米を、その身だけの者には一人分の飯米を渡す、(2)上国の際の供之者の船中飯米および船頭・舩子の飯米は下閑置米の中から渡す、(3)舩子の扶持は一人当り粗五俵づつにする旨を定めた。⁽⁵⁴⁾なお、諸津の船および舩子として徴発される者の内容は、次のとおりである。⁽⁵⁵⁾

諸津船并舩子究覚

一御扶持方舩子之事、

付、一竈人数付・名付・年付之事、

一又家中扶持方舩子之事、

付、一竈人数付・名付・年付之事、

一諸給人被官之事、

付、一竈人数付・名付・年付之事、

付、名被官之事、右同、

一諸与之者之事、

付、一竈人数付・名付・年付之事、

付、切米取船頭之事、

付、一竈人数付・名付・年付之事、

一津二居候田作候者之事、

付、田作員数多少之事、

付、一竈人数付・名付・年付之事、

参勤交代制の研究 四

一 津ニ居候諸職人之事、

付、一竈人数付・名付・年付之事、

一 海辺之寺家名子之者、殺生人并廻船ニ乗候者之事、

一 海辺近所之在郷并町ニ居候而、殺生仕候者并廻船ニ乗候者之事、

一 津ニ居候而、船ニ不乗者之事、

一 津々すきわいに高下之事、

一 海辺遠在所ニ船持候者并船ニ乗すきわい仕候者之事、

一 諸津竈付間目之事、

付、人数男女共ニ名付、男八年付之事、

一 配分所可為右同前之事、

船究

一 何端帆、

一 何丁櫓、

一 諸給人船之事、

付、何端帆・何丁櫓、

何茂船ニ焼印を付、無紛様之事口上、

右書物、郡代・々官・大庄屋・小庄屋・別当(代)へも見せ被申、自然檢者不存候而、付落於有之者、吟味之上を以郡代

・々官・大庄屋・小庄屋・別当として檢者申迄可申届候、若隠置候ハ、郡代・代官・庄屋・別当可為曲事候条、此趣銘々可被申渡候、已上、

寛永十四年正月廿五日 美作守

このような佐賀藩の津町・郷村の支配機構と密着した舸子の徴発体制は、江戸中期以降には支配機構の変質とともに矛盾を呈し、大転換をせまられることになる。

ところで寛永十五年正月、島原の乱の鎮圧のため下国途中の鍋島勝茂に、幕府が大坂で早船を渡付せず、これに懲りた佐賀藩が、以後は参勤交代や有時の際に備えて大坂に詰船をおくことにしたことは、別稿でもふれた。⁽⁵⁶⁾さらに、この乱の城攻め一件で、勝茂が六月初め幕府から召喚された時、佐賀藩の御船奉行西五大夫は伊万里へ出むいて、「早速御船、国市丸、四拾二丁立、御供船、四艘上乘イタシ、小倉御着ノ一時前ニ着船シ打迎」えたともいわれている。⁽⁵⁷⁾この時の勝茂の御座船が国市丸で、伊万里より廻漕、小倉から大坂まで瀬戸内海を急いだわけであるが、当時は島原の乱の影響で、早船の準備を万端整えるのが困難な状況下にあったのだろう。

その後の佐賀本藩の早船関係については明らかでないが、支藩の小城藩では正保四年、元茂が岡平蔵に命じて、大坂において御船（御座船）春日丸を造立させている。⁽⁵⁸⁾ところで、持永右衛門佐・藤島左衛門が田尻宮内少輔らに宛てた注進状（年代不詳）は、五日前に西国大名衆二、三人には御暇が出て、加州様へも御暇が早く出るとのことで、御帰国も存外早いものと思われると述べ、さらに御荷物小宰領七人を早急に差登らせるようにと伝えた後で、

一御船之儀、如例御手船之春日丸浅行并侍従様へ之御借り船、四十六丁立之早船三艘、廿丁立之小早船二艘、合船数六艘前を以、船路被仰付可被召置候、御暇出申候ハ、其日早速飛脚指下し可申候条、其節御船遅々不仕様二可被成候、右侍従様へ被成御借り船之儀、如例あなたへ被仰入可然由、御意ニ御座候事、

と記している。⁽⁵⁹⁾ここでいう加州様とは小城藩の二代目藩主鍋島直能、侍従様は本藩主鍋島光茂であるが、右の注進状は光茂が侍従となって初入国した万治元年か、それ以降のものであろう。ここでは春日丸が、小城藩主の初代元茂から二代直能の時まで引きつづき御座船であること、本藩主からの借船をふくめて計六艘でもって小城藩の参勤交代時

の船団を構成をしていることがうかがわれる。

以上は、主として瀬戸内海を航行する御座船以下の早船・舸子などの仕組についてふれたのであるが、次には正保三年九月、出雲監物・中野数馬の兩人が出した「覚」によって、参勤交代時の道中仕組の概要を見ることがしよう。⁽⁶⁰⁾

覚

監物
数馬存

〔1〕 一国許打立日限之儀、上国かと早々日取ニ而、吉日次第首途ニ身辺之道具之内、鎧成者一人相副、(罷前幕本宿) 轟木迄可遣置候、左候而打立之儀、自余を承合可罷立事、

〔2〕 一打立之朝、佐嘉御八幡五代参可申付事、

但、供者之内老入、前か(廣)とより申付可召置事、

〔3〕 一国元打立候刻、親類并家中之者打送ニ途中まで罷出候儀、停止たるへし、北之門之外迄打送ニ罷出可然候、此段前を以申渡無相違様ニ可仕事、

付、用所ニ付而、轟木并内裏迄召連候者之儀は、前かと名付を以可申付事、(大患)

〔4〕 一我等馬并供之者之馬一職、国元打立之日限凡十日程前を以、吉日次第天満迄可差上事、

〔5〕 一上下之刻、我等乗馬二疋か三疋か早船ニのせ可申事、

〔6〕 一上下之刻、乗船三艘浅行、此乗組前かと見せ可申事、

〔7〕 一船中法度并乗船誘様、又供船一通之覚書、此三通り西五大夫・田沢助左衛門尉立書立を以申渡候条、右書立写置無相違様ニ可申付事、

〔8〕 一上リ之時は内裏迄、在国之馬乗五人、此外ハ上方供之内より番馬ニ而供可申付候、佐嘉打立候日より小々性其外供之者之内、用人不事闕よふ追付参候様可申付候、下国之時は迎ニ馬乗十人、此外は上方供之内、右之ことく不事闕様供可申付候、為其内裏迄番馬可召寄事、

〔9〕 一知行三百石より上之者、佐嘉ハ内裏迄上下之刻、狸々皮之鉄炮一挺充可持事、

〔10〕 一夫小荷駄入用之分、前かと監物・数馬より以飛脚国元立可申遣事、(秋月通り)

〔11〕 一八丁坂よりハ近習之者二人充替々陸ニ而供仕、迎ニ罷出候者を奏者仕、其外用所可承事、

〔12〕一罷下り候刻、親類并家中之者迎罷出候儀ハ、如此中たるへき事、

〔13〕一上之時、天満着日は則せき札打ニ一人可遣候、江戸打立之時（大坂）同前たるへき事、

〔14〕一江戸着之時分、我等迎として六ヶ所之屋敷中へ遠所迄使者相越候儀、可為停止、但、一泊迄飛脚差越候儀は不苦候、江戸打立候刻も右同前たるへし、此段前を以銘々江戸申渡、無相違様可仕事、

付、用所候而、途中迄使者飛脚相越候儀は、可為各別事、

〔15〕一遠所之時、身辺之供之陸之者、乗物副加テ三拾五人可召連候、此人数之外ニは手明鎧・陸之者之間、十五人ニ而も廿人ニ而も召連、当病又は不斗差合之儀候時は、陸之者組頭立申届、右余慶より無不足様差次供可申付候、右定之羽織着候三十五人之内へ何様之儀候共、監物其外与頭ニ而も使申付候儀、堅可為停止、後日使ニ参り候と□儀申分承間敷候、但、餘慶召連候間、餘候人数之内へ使なと申付候儀は不苦候、此上ニ而ハ申分有之間敷候、江戸着之餘慶之人数は早々可差下候、下国之時も毎年打立前廉江戸着候様可召寄候、但、急度用所候而、海道夜を日ニつき罷通候時は可為各別事、

付、右陸之者は、佐嘉打立之刻、本丸より無不足様供可仕事、

〔16〕一右身辺之供之陸之者三拾五人之内、乗物先廿人一樣ニ黒色之道服、乗物左右并跡拾五人一樣ニ梅色之道服着せ可申事、付、夏ハ布道服か、帷子之間着せ可申事、

〔17〕一六尺ニ着せ候上着、新敷一通り誘候而可召置事、

〔18〕一道具之者并さうり取・六尺（兼憑）、雨具之唐油納戸より仕候而可相渡事、

〔19〕一遠路之時、供之者（編笠）あみかさ差免候事、

〔20〕一雨降候時は、一職（兼）めりかさ可着事、

〔21〕一乗物廻リニ召連候陸之者拾五人、先之乗物廻りより先ニ参間敷事、付、用所候而、途中迄使者飛脚相越候儀は可為各別候事、

〔22〕一馬上・乗懸之者、道中ニ而誰を参合、又は関所罷通候刻、其外使者なと有之時、此類之刻見合可致下馬事、付、城元罷通候刻、馬之両口可為取事、

〔23〕一乗物傍四色之道具、乗物より二間先ニ参間敷事、

〔24〕一使者飛脚有之時之用ニ、侍五人充替々馬上ニ而供可仕候、此内物書一人乗馬可仕事、

〔25〕 一船渡有之所は、供之者一兩人先立差越、手つかへなき様ニ可申付事、

付、供立之者一職渡り候而より我等渡り候事 但、口上、

〔26〕 一泊々ニ而待并乗物副之者、不寝番如此中念を入候様可申付事、

〔27〕 一泊々ニ而馬乗并乗掛・小々姓其外、番組ニ而不事關様ニ昼夜番可仕事、

付、物書一人充不絶可罷在事、

〔28〕 一供之者宿札等其外滞無之儀、我等罷立候跡相究候者一人可申付事、

〔29〕 一供之者小荷駄、町中ニ而如例片付候而可召置事、

〔30〕 一上下之刻、海道行儀、奉行・目付之者請取役たるへき事、

〔31〕 一又道具・又小者之儀、主々之乗馬之傍ニ可召置事、

〔32〕 一供之者主従八人より上は臺半弓持せ可申事、

〔33〕 一於江戸・上方、玄關番之者并物書・臺所頭人ニ申渡候儀、別紙ニ書立渡置候条、銘々無相違様可申付事、

〔34〕 一諸番無懈怠様ニ可申付候、就中物書番事かけ候条、其心得可申候、諸番究として目付之者之内替々相定、不番之者於有之時々ニ以書立、監物・数馬迄可申届事、

付、小々性いつも事關候条、番究定置替々可相究事、

〔35〕 一江戸ニ有之時、向方ニ而も火事出来候刻、我等供付并諸色取出候役者定、又は火を消候者、右三段ニ兼而仕分可召置事、付、兼而懸候道具又は其請取之座敷ニ有之物は一職可取出事、

(中略)

陸之者組頭存

〔36〕 一海道ニ而陸之者雨具、一樣ニ有之様ニ手前々々より仕候様可申付事、

〔37〕 一陸之者下帯紫、堅可為停止事、

〔38〕 一陸之者乗物遅キ時、待合さる故、不行儀ニ成間され候条、待合候而不切様ニ可仕事、

〔39〕 一山道并天氣悪敷時、不行儀ニ可成事、

付、道中急無人之時は各別之事、

〔40〕 一陸之者より先ハされ候而も不苦候事、

〔41〕 一乗物廻り二十五人召置候心持之事、

付、就中夜之心持之事、

〔42〕一陸小性式拾人、

〔43〕一刀筒持式人、但、乗物左右之十五人之内、

〔44〕一乗物左右五五人ツ、跡ニ五人たるへき事、

付、此内ニ乗物副も加ル、

〔45〕一陸之者、乗物之先式拾人不足、又は不行儀候時は、与頭五過代可申付事、

〔46〕一泊々ニ而番所之儀、陸之者と頭として見合、一与一一夜ツ、可相勤事、

付、道具之者番所之儀、見合可申付事、

乗物副存

〔47〕一乗物廻り・夜供之仕様、其外不断供之仕様心持之事口上、

〔48〕一乗物副并六尺之者、乗物かき様心持可申事口上、

〔49〕一使者飛脚有之時、乗物副之者承次間敷候、馬乗之者五引合可申事、

〔50〕一江戸ニ而六尺やとい候時、乗候而見申やとい可申事、

付、城元通候時は、手の六尺ニかゝせ可申事、

〔51〕一乗物左右・跡之陸之者十五人、不足又は不行儀ニ候時は、悪敷方之乗物副三人五過代可申付事、

〔52〕一乗物見苦敷成候ハ、今度仕直候ことく寸法其外無相違様仕替可申事、

〔53〕一てうちんともし様之事、

〔54〕一乗物左右供十人は、我等目通ニ仕可仕候、其跡供之者も定無相違様ニ可仕事、

但、道ほそき所ニ而は各別事、

馬奉行存

〔55〕一乗物能我等手ニ合候馬五六疋充、不断不絶様ニ立飼可申事、

付、せい二寸より下之馬能候、歳六歳より上之馬立飼可申候、不断ふこへさる様ニ可仕事、

〔56〕一於何方も火事・大風・大地震などの刻、手ニ合候馬二疋充鞍置候而、身辺不相離、俄之懸合ニ成候様可仕事、

参勤交代制の研究(四)

〔57〕一乗懸馬を借候時、乗候而地踏こゝろ候而、借可申事、

〔58〕一長崎見廻候時、供之者乗物加テ三十人可召連候、右之人数ニ而乗物之跡先定ニ無相違供可申付候、若当病不斗差合候時は、其時供ニ召連候陸之者、与頭ニ儘ニ可申届候、右三十人之内に監物其外与頭ニ而も、私跡先を遣候儀堅可禁止、若用所申付候は而不叶時は、我等可申聞事、

(中略)

右條々、無相違様申付者也、

正保三年

九月六日

出雲監物

中野数馬

右の出雲監物は鍋島茂道、中野数馬は同政利で、その役職は馬廻組頭である。「覚」の条文内容の説明はさけるが、若干抄出して要点のみを摘記しておく。先ず、〔1〕～〔35〕は右の兩人が管理する条項であつて〔監物存〕、これは参勤交代の通行関係全般におよんでいる。すなわち、〔1〕国許出立の準備、〔2〕佐嘉御八幡への代参、〔3〕親類・家中の者の見送り、〔7〕船中法度等の申渡し、〔8〕馬乗供と番馬用意、〔9〕鉄炮所持、〔10〕夫小荷駄入用、〔13〕関札打ち、〔14〕出迎えの使者飛脚、〔15〕身辺供人数、〔16〕身辺供の道服、〔17〕六尺の上着、〔18〕雨具、〔19〕編笠、〔20〕塗傘、〔21〕乗物廻りの先行禁止、〔22〕馬乗・乗懸の者の下馬、〔25〕船渡しでの供之者先行、〔26〕泊々での侍・乗物副の不寝番、〔27〕同上馬乗・乗懸・小々姓の昼夜番、〔29〕供之者の小荷駄、〔30〕海道の行儀、〔32〕供之者の台半弓所持、〔33〕江戸・上方での玄関番等への申渡し、〔34〕諸番の交代きめ、〔35〕火事発生時の措置、などがそれである。

次に、〔36〕～〔46〕は陸之者組頭が管理する条項である〔陸之者組頭存〕。すなわち、それは〔36〕陸之者の雨具用

意、〔37〕同紫の下帯禁止、〔38〕同乗物待合せ、〔39〕山道や天候不順時の不行儀、〔41〕乗物廻りの人数、〔42〕陸小姓、〔43〕刀筒持、〔44〕乗物左右後的人数、〔45〕陸之者と頭の過代、〔46〕泊々の番所勤め、などがある。

第三に、〔47〕～〔54〕は乗物副の責任分であって〔乗物副存〕、その内容は〔47〕供の仕様心持、〔48〕乗物昇き様心持、〔49〕使者飛脚の承けつき、〔50〕江戸での六尺雇傭、〔51〕乗物副の過代、〔52〕乗物修理、〔53〕提灯、〔54〕乗物左右供の目通り、となる。最後に、〔55〕～〔58〕は馬奉行の管理分であり〔馬奉行存〕、その内容は、〔55〕馬の立飼、〔56〕不測の災害時の馬準備、〔57〕乗懸馬の借用心得、〔58〕長崎巡廻時の供人数、からなる。

以上が通行仕組の概要であるが、このほか史料掲載を省略した分について簡単にふれておきたい。それは先ず、番号〔35〕と〔36〕との間にあったもので、「江戸不断」四ヶ条と「国元ニ而狩鷹野并城廻り之時」五ヶ条がこれにあたる。前者は、江戸市中における行列なので、参勤交代と無関係ではなく、その内容も、(1)江戸に近づいた時の馬乗・乗懸・乗物副・惣陸之者の供の位置および人数交替、(2)供の時の不測事態への覚悟、(3)江戸城廻りの行列時の道具・挾箱の順序、(4)侍の供人数、などとなっている。後者は、参勤交代等で下国する際の国許での行列に関するもので、帰国途中における藩主の鷹野などは珍らしいことではない。この内容は、(1)乗物のうしろの道具五本、(2)乗物左右の陸之者十人、(3)佐嘉城廻りの行列時における陸之者および侍・乗物副十人の配置、(4)狩・鳥打鷹野の際の鉄砲持参、などの件である。

つづく史料掲載の省略分は、番号〔58〕の後の方で、これには(イ)「下之関往来」、(ロ)「江戸海道往来」、(ハ)「長崎往来」の三つがある。このうち、(イ)は佐嘉から大里ないし下関までの往来の分、(ロ)は東海道往来の分とみられ、両者を比較すると(ロ)における供人数の減少が推定されるのである。また、(ハ)は参勤交代の下国途中、佐嘉帰城の特定人数を除き、引きついて長崎警備に出かける場合が多いので、行列の構成内容は変化している。まず、(イ)「下之関往来」の分は、一番①から廿一番②まで列記されており、これを縦書すると次のとおりである。

- ①番鉄炮拾挺、但、銅々皮袋 ②番弓拾張 ③番鑓拾本 ④乗懸巻足 ⑤差馬三足 ⑥乗物但、不乗時 ⑦挾箱ハツ井掛硯三ツ ⑧差笠井かふり笠 ⑨持弓五張 付、うっぱ内ぬり弓四張 ⑩持鉄炮式挺 ⑪大鳥毛式本 ⑫長柄鑓巻本 熊毛鑓巻本 片かま(巻) 手鑓巻本 ⑬陸小性式拾人 ⑭十文字巻本 黒手鑓巻本 臺半弓三張 長太刀一振 ⑮乗物左右跡ニ陸小姓拾五人刀筒二ツ、但、拾五人之内、持可申候 ⑯長半弓巻、あひら 黒柄鑓巻本 長太刀一振 十文字巻本 ⑰挾箱二ツ 水風呂 ⑱又小者但、陸二而供仕候者、又小者 ⑲馬上五騎 ⑳乗掛廿人 ㉑又挾箱
- 右のうち⑫・⑭・⑯の縦書きで列べた分は、原史料では並列の横書きとなっている。次に、㉑「江戸海道往来」の分は、(イ)の①・②・③・⑩を省略した外は(イ)とまったく同じ行列内容であって、行列規模の縮小化は歴然である。最後の(イ)「長崎往来」の場合、次に示すように、いっそう縮小した行列規模である。
- ①差馬巻足 ②挾箱四ツ 掛硯三ツ ③さし笠 かぶり笠 ④さうかん鉄炮(巻) ⑤大鳥毛巻本 ⑥長柄鑓巻本 熊毛鑓巻本 ⑦陸小性拾五人 ⑧十文字巻本 黒手鑓巻本 黒太刀一振 ⑨乗物左右跡ニ陸小姓拾五人、乗物副加テ ⑩黒手鑓巻本 片かま(巻) ⑪挾箱三ツ 水風呂 ⑫又小者但、陸二而供仕 ⑬馬上 ⑭乗懸
- いづれにせよ、佐賀藩主の参勤交代では、佐嘉ノ大里間は大名行列も威風堂々たる形式をとりながら、それより先き江戸近郊までは経費節減のため行列形式・人数の省略をおこない、江戸近郊から市中では江戸の日雇人足等を雇傭したりして大名行列の補充・整備をおこなったことがわかる。
- ところで、正保三年より六年経った慶安五年(承応元)六月の「江戸参勤ニ付而之萬仕組」をみると、正保三年の場合と類似の条項もあるが、全体的には佐賀藩主が在府時や旅行中において、いかに対幕府・対大名関係に特別の配慮をしていたかを示す条項が多いことを知るのである。そこで、次には煩を顧みず、全条項を掲げることにする。⁽⁶⁾

〔1〕参府の時分は、前もって日を取りきめる。

〔2〕参府の吉日には、首途として白山八幡へ金百疋を持って参詣する。

〔3〕この日、首途として供之者のうちから人を選び、轟木宿まで派遣する。その場合、鎧一通り、通常の刀・脇差・小刀、夜の物以下その時節の着物・帯・笠・持鍬・弁当を携帯、乗馬で派遣しておく。

〔4〕江戸御暇の成立延期の場合、吉日に首途として供之者のうち一人を川崎宿まで派遣する。なお、鎧その他の諸道具は、参府時と同じく遣わす。

〔5〕街道の不寝番として、当番のうち二人程を毎日先立ちに遣わす。

〔6〕境原の若宮櫛田社には、参府の時だけ名代を派遣し、官司に銭百疋を遣わす。

〔7〕江戸・上方への進物付は、参府の際に船中ですませ、また途中、特に大坂や上方までの分は国許ですませる。進物の品次第では、長崎でも自由に調達する。

〔8〕江戸で当方より音信して、先方より音信なき衆の名前を書き立て、下国の際に船中で（藩主に）見せよ。

〔9〕小袖の上々・上・中は、その先きへ相当のところを見合わせて進呈する。なお、調達の件は、進物付にあわせて整え、熨斗目は筋の有無をよく見ため、よい場合は中も上に見えるので、その心得で調達する。一所の内に裏側の色か、朽葉かが十中に三、五中に二程あるようにする。なお、進物にあわせて折や銀の付紙以下、手聞えぬよう前もって調達しておき、また進物の誘所により、（藩主に）見せて遣わす。

〔10〕街道の宿礼は、一泊銀子五〜三枚とする。風呂・振舞のほか様子ある亭主の場合、右の銀子に加えて、巻物・羽織・帷子・切袴・皮袴等のほか、似あいの物を添えて遣わす。参勤の際、銀子五枚を遣わした宿屋に下国時も泊った場合は、三枚程に何かを添えて遣わす。なお、朝食をとった所には銀子一〜二枚、昼休の場合は一枚とするが、それも宿屋次第である。

〔11〕旅の途中から書状を出す宛所は、小笠原右近殿・松平隠岐守殿父子・松平美作守殿・水野美作守殿・同備前守殿・松平式部殿・松平山城守殿・岡部美濃守殿・永井信濃守殿・同日向守殿・松平主殿殿・板倉八右衛門尉である。

〔12〕大坂到着時には、その旨を曾我丹波殿・松平隼人殿へ使者でまず申入れる。

〔13〕大坂定番衆と小浜民部殿へは書状で進物を遣わす。

〔14〕曾我丹波殿・松平隼人殿兩人のうち、在坂中の衆へは進物を持参して面談する。なお、書状による進物の場合もある。

〔15〕大坂城の加番衆へは、かねて知人かを聞きあわせて使者を進ずるが、音信はその時々状況次第にする。

〔16〕道中を上下する際、大坂・伏見で宿坊その他かねて出入りの者や町人などからの進物は受けない。もっとも、愛宕・清水・御伊勢および本御門跡からの進物は受けてもよいが、それ以外の宿坊からは札だけとする。

〔17〕女院御所様へ進上物、大岡美濃殿・野々山丹後殿・松平右衛門佐殿へ進物をする。

参勤交代制の研究Ⅵ

〔18〕板倉周防守殿へ進物をする。

〔19〕本御門跡へ進物をする。

〔20〕二条城番衆を承わりあい、かねて知人ならば使者をもって音信するが、音信は状況次第とする。

〔21〕大坂から江戸までの道中諸城主については、前もって聞き合せて、知人の場合は使者をもって音信する。

〔22〕街道の定宿の進物であっても、宿泊せぬ宿主からは一切受けない規定ゆえ、途中まで使者を差越したりせぬよう、先立ちの宿取りの者が各自申聞せる必要がある。我等（藩主）が泊った時は、宿主からそのところの進物は受ける。

〔23〕我等（藩主）が江戸参勤の時、かねて存知の江戸町人が途中まで出迎えたり、飛脚を差遣わすことも以後は無用とし、到着後、屋敷へ出むくよう申聞せる。また、御暇を得て帰国の際も同様で出発前に屋敷へ来るようにさせる。このことは田中九左衛門尉・諸岡作左衛門尉へあらかじめ申遣わしておく。

〔25〕上方・九州内部にかぎらず、海陸諸所の宿主が見舞いのため江戸や国許へ罷り越すことは必ず無用とし、宿主各自へ申聞せて、その上でなお江戸・国許へ差越そうとも取がせぬ旨の内意を申達しておく。また、木曾路を我等が罷りのぼる時は、先立ちの者に申遣わし、その外は海陸とも段々便宜次第に申し達する。

〔26〕女や子供が迎えに途中まで人を派遣するのは無用と、前もって申遣わす。

〔27〕江戸到着日に使者を進めるところは、三人の老中・酒井讃岐守殿・神尾備前守殿までで一門中その他へは随時校量させる。

〔28〕無登城は前廉書立てて召し置き、御年寄中へ伺候して、在国中の忝なきことを御礼申上げれば、御目見の際の仰せ上げも仕合せよきものと思う。

〔29〕江戸参勤時に鍋島源右衛門尉・福山喜左衛門尉・石井三郎兵衛尉・多々良久兵衛尉・中嶋二兵衛尉へ申渡す条々、④参着時分、書状や使者を遣わすところを覚える、⑤いまだ音信しないところを覚える、⑥先方より御見舞いのあったところを覚える、⑦先方より書状や使者が早々に参ったところを覚える、⑧方々への御見舞いの際、かねて音信の知人衆が玄関に居合せられたら、我等（藩主）心持になる儀があるので、早々に名を申聞せること、以上の五ヶ条をよく覚えて我等へ申聞せよ。

〔30〕参勤の進上物献呈の当日、江戸城の女中の方へ進物をする。

〔31〕御目見がすむ日、老中その他の御見舞いの件は、その時々前もってきめる。

〔32〕御目見の当日、進物を遣わすところは三人の老中・酒井讃岐守殿・御年寄脇奏者番・大目付衆・小目付衆・町奉行衆など、書状で進上する。老中の内衆へは使者をもって進物をする。

〔33〕参勤の御目見がすんだ後、尾張殿・紀伊殿父子・水戸殿父子その他の参上すべきところは、その節にきめる。なお、重ねて

見舞うべき衆が近所にいれば参ずる。

〔34〕参勤の脇に見舞うところや進物を遣わすところは、遅速があるので、前廉名付をもって我等へ尋ねよ。たとえ進物を持参するところも、先様へは書状で音信する。

〔35〕参勤の惣進物は、漸次に遣わす。小身の衆は太刀なしに進ずるが、これはところによって異なる。

〔36〕一門やその他知音の衆へは、漸次に見舞う。

〔37〕在府中、一門の間または等閑なき衆が不時の見舞いをした時、面談しない場合はそのとおり番の者として有縁に伝えるか、または我等（藩主）が知った上でのことを区別して申すべきだが、これはその時々次第による。しかし、用事で御出の衆は格別である。

〔38〕両度まで御見舞の衆は、少々時間を要しても面談すべく、番の者はそのよう心得ねばならぬが、しかし暮打や町の者の類は格別である。

〔39〕在府中、何方より振舞の申し出があらうと、多くは区別して返事すべきである。惣じて従前どおり各自の判断で承諾してはならぬが、しかし一門の分は格別である。

〔40〕御鷹の鶴拝領の際、御礼のため登城し、直ちに三人の老中・酒井讃岐守殿・井伊掃部頭殿・酒井雅楽頭殿へ参上する。なお、右の際の上使が知音であれば書状だけで申述べ、初対面の衆ならば書状に添えて何ぞやを進呈すべきかと思う。

〔41〕御鷹の鳥・御肴・御菓子などを拝領する時は、御城に罷り出て、老中・酒井讃岐守殿・井伊掃部頭殿・酒井雅楽頭殿へは使者をもって申し述べる。

〔42〕歳暮の御礼に二十八日登城し、また老中その他へも伺候するが、後者の場合は歳暮の件は何も申述べないで置く。

〔43〕月々二十八日の登城は、間引きをする。

〔44〕正月二日の江戸城への進上目録は、二通り書いて持参し、進上の刀は金具が落ちぬなど念を入れる。

〔45〕年頭の正月二日に登城して、公方様へ御礼を申上げて罷り帰り、装束を半袴に着替えたうえで、老中三人以外に参るところをその時にきめる。小目付衆へは同日、使者を派遣して太刀を進呈する。

〔46〕年頭の御目見終了後、尾張殿・紀伊殿父子・水戸殿父子その他へ半袴で参上する。その際、太刀は納めぬが持参する。

〔47〕年頭の祝儀をする老中その他、知音方一職を書き立てて、前もって我等（藩主）へみせること。その節、仕分けや太刀進呈の宛先をきめる。

〔48〕此方へ年頭にみえる衆、太刀持参の衆、また此方で書状で礼を申し述べるか、自ら参って礼を申述べるか、そのほか我等参勤交代制の研究

参勤交代制の研究Ⅵ

〔藩主〕が参りかけるところといった、きょうな出入一通りの件は、福山喜左衛門尉・多々良久兵衛尉・中嶋二兵衛尉・鍋嶋源左衛門尉・石井三郎兵衛尉が請役として、二人づつ一日交替でする。それも正月十五日の内に限る。

〔49〕式台に肩衣・袴を着する者十人が十日まで詰める。

〔50〕玄関番の者は太刀を留めるところ、留めぬところをよくきめ、それも頃合をみでする。

〔51〕玄関番は一番五人づつとし、当番のうちから一日交替で頭人を立てる。そして、我等〔藩主〕へ尋ねる件や当日の玄関の分、また万事氣遣いのある件は、右二人の請役の責任にする。もし廻すようなことがあればその日の請役二人を越度とする。

〔52〕我等〔藩主〕が在府中は、表門番は陸小姓十人がまた門のあけ立ては弓鉄炮の者四人が、それぞれ半数づつの交代で勤める。

その際、前詰の弓鉄炮のうち四人を留めておき、残りは早々に差下す。

〔53〕^{〔藩主大名〕}国取衆その他の歴々へは、先方より祝儀に御出の場合は参る。

〔54〕正月十五日までは、自他ともに留守をつかわれるので、同様にしても差支えない。

〔55〕年頭における江戸町人からの進物は、断わって返却する。また、街道の宿主が出府して差出す進物も、同じく返却する。

〔56〕五節句には登城し、三人の老中・酒井讃岐守殿のところへ参ずる。それ以外の衆へは、使者にせよ、自身にせよ、その時の通例を聞きあわせてする。なお、状配りは福井吉左衛門尉・百武伊織・倉永与左衛門尉が担当する。

〔57〕此方からの使者に口上を申渡すのは、右の三人がする。方々からの使者は、聞次の者が承わって申聞せる。なお、「進物存」は福地吉左衛門尉・百武伊織・多々良久兵衛尉、「定供」は中嶋二兵衛尉・福山喜左衛門尉・鍋嶋源右衛門尉・石井三郎兵衛尉とする。

右に掲げた各条項は、先きにも若干ふれたように、佐賀藩の参勤・下国時の道中供之者に対する分担細則というようり、主として在府中、次いで道中における藩主の対幕府・對他大名関係に重点をおいた参勤仕組というべき内容のものであって、前掲の正保三年のそれとは性格をかなり異にする。しかし、このことは、両者が年代の違いなどによって相異なる別個の両参勤仕組であることを意味せず、全体として統一的に構成された参勤仕組の中での、それぞれ相互補充関係をなすものとして把握する必要がある。

ところで、右に掲げた正保三年・慶安五年（承応元）の両参勤仕組は、佐賀藩主鍋島勝茂の手になるものとみて差

〔I表〕 寛永14年・慶安3年 江戸
上方逗留並往来主従の規定

禄	高	主 従 人 数
2万0,000石	1万5,000石	60人
1万5,000	1万0,000	40
1万0,000	5,000	30
5,000	4,000	25
4,000	1,400	20
1,400	800	15 (11)
800	300	11 (9)
300	140	10 (8)
140	100	8 (6~5)
100	80	7 (5)
80	60	5~4
60	40	4~3
40	20	2

〔註〕 カッコ ()内は乗懸の時の人数。

支えない。それは承応元年には光茂がまだ二十一歳で、かれが祖父の封地を襲ぐのはその五年後の明暦三年二月だからである。したがって、慶安五年の参勤仕組の条項中にみえる「我等」とは藩主勝茂を指すことになる。勝茂はこの条項の最後の締めくくりで、「如右、此中大勢を定置候、先様は我等年罷寄候ニ付而、相替儀も可有之候条、其方共として前廉くニ我等江相尋可申候」と記して、自分の老齢化にともない今後の変更もありうるとして、その点は常に前もって自分に尋ねるよう命じている。藩主主導の参勤仕組であることは明らかである。

以上は参勤仕組の概要であるが、他方、家中の者の参勤負担の割合や、それに対する藩の補助費支給などの具体的内容がどうだったかは詳らかでない。そこで、同じ江戸初期の史料によって、その一端をうかがうことにしたい。その一つは、寛永十四年三月、勝茂が多久美作に宛てた「江戸上方逗留并往来主従付」、「路銀駄賃米渡覧」などで(A)、他は慶安三年二月、同じく勝茂が美作ら四人に下附した「主従并路銀駄賃飯米其外之定」にある各規定(B)である。

これによれば、まず、寛永十四年・慶安三年における江戸・上方への往来時の佐賀藩家中の禄高と主従人数の割合はI表のとおりであって、両年代の間に変化はない。次に、藩は参勤道中の路銀・駄賃・飯米等を家中の者に下附しているが、II表で明らかのようにその金額も特に大きな変化は認められないのである。なお、後者の後合、表示の分以外に付け加えるべき条項が若干あるので、以下要約して述べる。

(イ) 史料(A)では、佐嘉く大里間、大坂く江戸間においては(以下、(ハ)まで同じ)、知行千石以上の者には、馬乗でも乗小荷駄一定分の銀を渡すとあるが、(B)では、知行六百石以下となっている。

〔Ⅱ表〕 寛永14年・慶安3年 佐嘉〜江戸間、路銀・駄賃・飯米渡方

区 間	供之者1人	乗馬1の 飼料銀	小荷駄1		備 考
			継馬	通り馬	
佐 嘉〜下 関 (〜大 里)	銀 7分5厘 (銀 5分)	銀1匁5分 (同 上)	銀9匁 (銀12匁)	銀14匁 (同上)	1日分
大 里〜下 関	銀 3分 (同 上)	銀1匁 (同 上)	—	—	渡 賃
下 関〜大 坂	銀2匁 (同 上)	銀20匁 (同 上)	—	—	船 賃
	米 1斗 (同 上)	大豆3斗・米2斗 (大豆2斗5升 米1斗5升)	—	—	10日分
大 坂〜江 戸	銀1匁4分5厘 (同 上)	銀3匁 (同 上)	—	—	1日分 (12日間)
桑名〜宮並今切渡	銀 6分 (同 上)	銀1匁 (同 上)	—	—	渡 賃

〔註〕カッコ()内は慶安3年の分。

(四) (A)では、藩主供立の乗懸の者には、乗小荷駄として通馬一疋分を納戸方より借切つて渡すとあるが、(B)では、馬乗・乗懸によらずとして、但書で知行六百石(大坂〜江戸間では千石)以上には渡さぬとなっている。

(イ) 下々には五人につき小荷駄料一疋分を渡し、立帰りの者には夏(B)では四・七月の四ヶ月)は七人に一疋分づつを渡すとある(A・B)。

(ニ) (A)では陸小姓には四人に小荷駄料一疋分を渡すとあるが、(B)には規定の条項がない。

(ホ) (A)では、台所の者には半駄賃を渡すとあるが、(B)では、台所の者は頭一人に乗小荷駄料一疋分を渡すとになっている。

(ハ) 大坂〜江戸間の小荷駄料は、公儀の御定賃銀の員数分を、江戸出発の者には江戸の銭相場で、大坂からの者には大坂の銭相場で、ありようの算用分を渡す(A・B)。

(ト) 在大坂の者は一人、一日に米一升づつ、乗馬には一疋、飼料銀一匁八分づつを渡す(A・B)。

(チ) 江戸および京都での飯米の渡し方は、侍・下人によらず一人宛て一日に米一升づつを、乗物廻と夫丸には昼食として米四合を加え、また道具之者・草履取・挾箱持・弁当持・乗物廻・馬取には夫前として一人宛て一日米二合を加えることとし、これらは各月の米相場次第に銀で渡す(A・B)。

〔Ⅲ表〕 ① 江戸初期 飛脚路銀・駄賃の渡し分

区 間		寛永14年（慶安3年）	備 考
佐 嘉～下 関		銀7分5厘（銀5分）	早飛脚は1日1人、銀1匁宛
下 関～大 坂		飯米5日分（左 同）	
大坂～江戸	6日着飛脚	銀8匁7分（左 同） 半 駄 賃 錢（左 同）	・1日1人分 1匁4分5厘（左同） ・1人分
	8日着飛脚	銀11匁6分（左 同） 半 駄 賃 錢（左 同）	・1日1人分 1匁4分5厘（左同） ・2人に付
	常 の 飛 脚	銀14匁5分（左 同）	・1日1人分 1匁4分5厘（左同） ・10日分

② 江戸初期、九州内の使者路銀・
駄賃渡し分

知行高	不 渡 し の 分
140石以下	隣国行の分—路銀渡し
140石～180石	往来3日—飯米不渡し
180 ～200	〃 6日— 〃
200 ～260	〃 8日— 〃
260 ～300	〃 10日— 〃
300石以上	一切不渡し

〔註〕 寛永14年、慶安3年の分。

(9) 江戸および京都での乗馬一疋の飼料は、(A)では一日に銀二匁二分とするが、(B)では銀二匁五分とする。

以上、寛永十四年(A)と慶安三年(B)との佐賀藩の参勤供の家臣に対する道中補助支給額を比較してみると、前述のように大枠としては変化していないが、しかし上級家臣に対する補助が下級のそれよりも削減傾向を示していることは明白である。このことは、近世初期の佐賀藩における三部土地などに象徴的な、上級家臣の知行地削減といった政策基調が、軍役の一類型としての家中の参勤負担においても貫徹しており、まさに(A)・(B)の差がその間接的な表現といえるのである。

なお、参勤交代の際、藩主が道中において諸所へ発遣する飛脚や使者の数もおびただしく、これらへの路銀や駄賃の下附も無視できぬ金額にのぼるが、この点はしばらく措き(Ⅲ表)、慶安三年の参勤供之者の加勢分に対する支給額を見ることにしよう。⁽⁶⁴⁾このうち、馬乗・乗懸の分

および、伽之者・陸之者以下はⅣ表のごとくで、なお後者については若干補足の必要がある。すなわち、陸之者以下の方で、主従二人の者は表中のとおり銀二百五十匁であるが、供立でない詰めの際は銀二百十匁となる。また、道具之者や草履取は一人宛て銀八十匁づつ、六尺・馬取・茶弁当・挾箱持は銀六十匁づつを支給されるが、小々姓は往返

〔IV表〕 慶安3年 供之者加勢分への給銀

馬		懸	
石 1,000~700	石 700~500	500石以上	銀 700
500~300	300~200	500~300	1,000
200~100	100石以内	300~200	1,200
		200~150	1,600
		150石以内	1,800
加之者、		陸之者 以下	
主従7,8人迄	銀 1,500		
5,6人	1,300		
4人	800		
3人	350		
一		主従 2人	銀 250

は同十二年、その意向によって作成されたものだからである。そして、勝茂の代に制定され、明暦元年までに再整備・補充された『鳥ノ子御帳』所収の「供之者之掟」とは、内容上に一部共通する条項もあるが、かなり差異もみられる点に特色がある。大へん興味ある内容なので、次にその条項を掲げる。⁽⁶⁶⁾

(A)

- 〔1〕一供之時、下々悪敷事仕出候ハ、其者之義ハ不及沙汰、主人越度たるへき事、
 〔2〕一何時によらず、供之者時さしの前廉ニ誘被出可相待事、
 〔3〕一馬にくつかけ候ハ、^(備)道わきへ乗よけ、^(備)跡馬を可通事、
 付、乗馬、^(備)かち小性ニことわりなく跡におくれましき事、

ごとにきめて取賄なう規定であった。このほにも、佐賀藩の参勤仕組に關して言及すべき点は多々あるが、江戸前期の分は以上にとどめて、別稿において同後期のそれと併せて述べることにしたい。

三 取 締

佐賀藩における参勤供之者に対する取締規定は、慶長九年九月の「供方次第之事」の後半部分にある箇条書が、江戸時代のものとして最も早い時期の史料といえることができる。それはこの慶長九年が、鍋島佐賀藩の初代藩主直茂の時代であり(子の勝茂の襲封

〔4〕一船渡り之儀、供立之ことく可相渡事、

付り、渡り口にて行儀少しも乱さず、つくはい候て、無私奉行申次第乗り可申事、

〔5〕一供之者、他家之衆縦非分之儀申懸候共、致堪忍、弥七左衛門・惣兵衛ニ可申聞、自分之口論可停止事、

付、少もさけ過したる者、罷出る間敷事、

〔6〕一供之時、馬乗かちの者、何時ニよらすかろくと誘ふ計儀候共、可致懸合覚悟ニ仕可罷出事、

付、かち小姓、馬の前後に可相越事、

〔7〕一供仕、町小路にて使ニ可遣手伝ふもの一人召連可罷通、残者ハあとへ可召置事、

〔8〕一村中にて自身ありき候時、供之者二間ほとあいたを置候て可相越事、

付り、もゝたち可取事、

〔9〕一他所へ使者・飛脚来候時は、日々番頭承可取次事、

〔10〕一供之時、寿用は半分充可相替事、

〔11〕一供之時、町小路にてかたより仕間敷事、

付り、途中にて高わらひ・高さう談停止之事、

〔12〕一途中にて慮外之者在之時、心持之事、

〔13〕一供之時、馬乗すへき者ハ、すぐやかなる馬取兩人めしつればく候、或は馬取老人、或ハ童に口とらせ、人ごみに馬を取は

なし、其外馬の置所を存せず、無調法に及候ハ、其主人可為曲衷、兼日能申合可召置事、

〔14〕一供之時、よけ道とらず、本道計り可相越候事、

〔15〕一旅にて供之者、我々宿中忠兵衛・勝勘右衛門へ申届可罷帰事、

右条々、於相違者可為曲事者也

慶長九年

九月廿二日

ここでは、〔1〕供の際の従者の悪事は主人の越度、〔2〕供之者の待待と編笠使用禁止、〔3〕沓懸馬への措置と

陸小姓、〔4〕渡船時の行儀作法、〔5〕他家衆との口論禁止と飲酒者の制御、〔6〕馬乗・陸之者の旅中の覚悟、〔7〕

供仕、〔8〕村中での主従歩行、〔9〕他所の使者・飛脚に対する取次ぎ、〔10〕寿用の半分交替、〔11〕町小路での片寄せ、道中での高笑・高声の禁、〔12〕道中での慮外者、〔13〕馬乗の心得、〔14〕供の本道通行、〔15〕供之者の帰りの届出、などに関して簡潔な表現で規定がなされている。これは慶長初年代のものとしては、かなり詳細な部類にはいるのではなからうか。右が陸上通行時の規定であるのに対し、同年十月の「覚」は、海上通行時の佐賀藩の船中条目ともいふべき内容のものである。

(B)

覚

〔1〕一加子(判)とも、とまりく(泊)にて船頭下知なき所ニ、むさと陸へあかるましく候、但、あかり候て(遣)茂、とほく参ましき事、

〔2〕一船中にて加子とも、何事にてても無用所ニ自分ニ物を申ましく候、勿論帆あけおろし候時は、船頭として並く(並)に役者可申事、

〔3〕一毎朝かミをゆひ申へく候、つふりなく候ハぬ様にそり可申事、
(髪) (船)

〔4〕一供船とも、本船左右遠く候ハぬ様に乗り可申、とまりく(泊)にてても、本船左右ニ合せ可相懸事、

〔5〕一乗前之儀、船頭共より相談合之上、多分ニ付出船可申事、
付、役者之外、乗前之時しちく(船)に一切物を申ましき事、

〔6〕一喧嘩口論并酒狂仕ましき事、

〔7〕一帆をたす(出)へき時ハ、筒の間よりおもての者はかりにて仕、ともへろを出し可申事、
(髪) (船)

〔8〕一よくうたひ候者四人、をもての方へめし置、うわ(たむ)せ可申候、筒の間よりともの方の者あけましく候、但、惣てうたひ可申事、

〔9〕一船并道具以下、そこね候ハぬ様に持可申ニ付、毎日無油断掃地可仕事、
(損) (船)

〔10〕一雨天風之時、かしけ候者ハ、曲事ニ可申事、

〔11〕一船着津次第、則ち加子岡へあけ可申事、
(場) (船)

〔12〕一船頭申次第に、かたを則ちぬき可申事、
(船) (船)

〔13〕一大小便、^(體)ともの方にて、ひそかに相叶可申事、

〔14〕一船かゝりニは、^(體)則ろを一樣ニかけ申へく候、

付、^(體)ろそろわざるハ、仕なほすべき支

〔15〕一毎夜ともをもてに三人ツ、^(體)ねず番可仕事、

以上

慶九年

十月十三日

右の各条項を要約すると、〔1〕泊々での舸子上陸に関する注意、〔2〕船中における舸子の自由な発言禁止、帆の揚降の責任の所在、〔3〕毎朝の髪結いの励行、〔4〕航行時や泊々での供船の位置指定、〔5〕乗前についての船頭の決定権、〔6〕喧嘩口論・酒狂の禁止、〔8〕船唄の指示、〔9〕船や道具の掃除、〔10〕風雨の際のかしけの処罰、〔11〕着津時の舸子の上陸指示、〔12〕船頭の下知による肩脱ぎ、〔13〕大小便の処理、〔14〕船がかり時の櫓のあげ方、〔15〕艫表における不寝番の指示、となる。

以上の海陸の両道中条目に加えて、江戸参府中の者に対する規定もあるので、見てみよう。それは同じく慶長九年十月十六日附で、鍋島直茂が子の和泉守忠茂・馬渡弥七左衛門・犬塚惣兵衛に宛てた「淀江戸へ申遣条々」である。^(註)その内容は次のとおりである。

(c)

〔1〕前功も届け出ない者は不忠とみなし、その沙汰をする。

〔2〕在国中の妻子・家内の面倒は疎略なきよう申しつけるので、安心して江戸勤役をせよ。

〔3〕江戸勤役の上下のうち、あるいは構い奉公なく、あるいは^(龜道寺)高房、^(鍋島直茂、勝茂)加賀守親子の間の件で「正儀」なきことを申捨える者があ

れば、実否を糾明して成敗する。

〔4〕今度の江戸供のうち、^(龜)御法度に背く者があれば、和泉守ら三人は鼻根なく直茂・勝茂へ申し届けよ。

参勤交代制の研究(四)

〔5〕喧嘩・口論・博奕・大酒を禁ずる。殊に一所中または悪しき儀は曲事に申しつける。

〔6〕江戸勤役の御用をよく果たした者は、在国の妻子にその報酬をする。

〔7〕今度の江戸供之者は上^下とも、和泉守ら三人の下知で奉公せよ。但し右三人が非分の儀を申しかけた場合、直茂・勝茂へ申し届けよ。

〔8〕又小者・夫以下の喧嘩や盗み、その他の粗相については、その主人に曲事を申しつける。

〔9〕遠国勤役の者ゆえ、又小者や夫まで憐みの心で召使い、その主人に非分があれば和泉守ら三人が実否を糾明し、その小者・夫丸を和泉守所に召置いて、直茂・勝茂に申し届けよ。

この「掟」には、江戸幕府草創期の参府という特殊事情や、また佐賀藩内における竜造寺・鍋島両勢力間の微妙で複雑な政治関係がはつきりと顔をのぞかせているし、さらに参府中の家中や随行の又小者・夫丸などに関してまで、藩主の公正で思いやりのある配慮が行き届いて、きわめて興味ある内容となっている。しかも、この「掟」は、本来ならば明暦元年の『鳥ノ子御帳』所収の「江戸御屋敷掟」「六ヶ所御屋敷過代条々」(『佐賀藩法令・佐賀藩地方文書』鳥栖市史資料編・第三集、昭46)などに連続すべき性格のものでありながら、実際には関連する条項が全くといってよいほど見あたらず、しいていえば同帳所収の「供者江之掟」に一部ふくまれている程度である。この勝茂の代に規定された「供者江之掟」が、前掲・慶長九年「供方次第之事」の系統下にあつて、それを下敷きにしたものであるとは誰れしも予想するところであろうが、実際はこれに反して各条項に差異が少なくないことは既述のとおりである。後代に影響のある重要な規定なので、煩を顧みずに全文を掲げる。

(D)

供者江之掟

〔1〕一公儀御法度之条々、全可守其旨事、

〔2〕一喧嘩口論堅可停止、若仕掛者雖有之、当時は令堪忍、横目之者迄於申届ハ、根本非分たり共、理ニ可相附、此旨違背之輩於有は、双方可生害候、自然他方之衆とからかい仕出候ハ、縦其場遁候共是非不相構、死罪可申付候条、前を以其心得

可為肝要事、

付、自然喧嘩有之刻、好知音たり共方人仕候儀可停止、若相背もの於有之は、本人をも可為重科事、

〔3〕一他所之喧嘩・火事出来候刻、其場一切參間敷事、

付、同所にて他所に罷在候共、火事・喧嘩なと有之所は不通、別道可罷歸事、

〔4〕一船渡之儀、如供立之たるへき事、

付、渡口ニ而行儀之次第二つくはい候て、無私奉行申次第乗可申事、

〔5〕一馬雨にもらず間敷事、

付、笠不可着、但遠路之時は不苦候事、

〔6〕一馬乗・陸小姓無理跡立間敷事、

付、途中ニ而、高笑・高雑談停止事、

〔7〕一使者・飛脚參候は、兼而使ニも仕付候者として可承次、手明之者として一切不可取次事、

〔8〕一供之時、町小路ニ而片寄仕間敷事、

付、脇通不可參事、

〔9〕一各御通之刻、見合可致下馬事、

〔10〕一出國を歸國迄、他方之者一切相抱間敷事、

但、江戸・上方に罷在候共、國之者にて儘成請人於有之ハ、可相抱事、

〔11〕一他方之者之儀は不及沙汰、領中之者ニ而も或盗人或走者、其外不依何事咎有者、於他所見合候共、私捕間敷事、

但、領中之者たり共、於他所召捕候ハ、鍋嶋式部・有田左馬助・中野奎之助へ相尋捕可申事、

〔12〕一他家之衆に、私ニ寄合申承間敷事、

付、何ぞ為稽古芸者なと呼候はて不叶刻、鍋嶋式部・有田左馬助・中野奎之助へ相尋、差図次第可仕事、

〔13〕一博奕并金銀米ニ而かけの諸勝負、堅可制止事、

〔14〕一泊々ニ而宿錢ハ、其晩堅固可相渡事、

〔15〕一女遊堅停止、但、仕女屋敷内に抱候儀ハ不苦候、於然ハ鍋嶋式部・有田左馬助・中野奎之助として、女召置候は後日無隙
通請人之咎を取置候哉之儀、能相究候上、右三人手形を差出抱させ可申事、

附、右三人手形を差出抱置候女子ニ而も、或ハ女房ニ仕、又ハ養子其外下女の類ニても、国許召連罷下候儀可為停止候、若不叶儀於有之は其段我等承候上、何之道可申付事、

〔16〕一直之者不依又内、三人組ニ申付候間、組合之内相互之申合、万端可相嘈候、若犯科之族有之は科之依輕重、組合之者も同罪ニ可申付候条、得其意、与合之内不屈者と見及候ハ、加意見、及三度於無同心は、直之者ハ横目、又内は其主人迄有体可申届候、然時は其科可差免事、

但、組合之儀、江戸・上方へ供之時斗たるへき事、

〔17〕一上方上下ニ付而、諸事定置候趣、別帳書載候て相渡候条、無違却可申付事、

〔18〕一右之外法度過怠条々、以別紙申渡候、無相違可申付事、

〔19〕一諸法度違背之者其外出人有之儀は、為横目之者入念承届、我等へ可申聞候、自然見聞之上致用捨候儀於顯然は、一途可申付事、

右之条々、無相違様堅可申付也、

鍋 嶋 式 部

有田左馬之助

中野 奎 之助

ここでは右の明暦元年「供者江之掟」(D)の各条項の内容に立ち入ることはさけ、これと前述の慶長九年の「供方次第之事」(A)、「覚」(B)、「掟江戸へ申遣条々」(C)との関係を、各条項との対比によって見ることにしよう。この場合、(D)を中心として比較すると、V表のようになる。ここでは、(D)の「1」～「19」に対応する条項は、当然のことながら(A)が中心となる筈であるが、それも全体の三分の一を若干越える程度で、なかには「11」のように本文・付りが分離した例さえみられる。なお、(B)は一条項、(C)は二条項だけである。(D)の「1」および「9」～「19」の十二条項が(A)になく、逆に(A)の「1」～「15」のうち六条項が(D)に存在しない事実は、慶長・明暦という年代差、あるいは法令発布権者としての藩主直茂・勝茂の個性差、藩体制の確立度の違いとみることもできるが、それにしても(D)の「9」以下に對する条項が(A)・(B)・(C)に全く、又は殆どみられないのは特徴的である。この点の早急な判断はいちおう避け

〔V表〕 江戸初期 道中関係条目の比較表

明暦1年	慶長9年		
(D)	(A)	(B)	(C)
[1]	—	—	[4]
[2]	{ [5]	[6]	[5]
[3]			
[4]	[4]	—	—
[5]	[2]	—	—
[6]	[3] [11]	—	—
[7]	[9]	—	—
[8]	[11] [14]	—	—
[9]	—	—	—
[10]	—	—	—
[11]	—	—	—
[12]	—	—	—
[13]	—	—	[5]
[14]	—	—	—
[15]	—	—	—
[16]	—	—	—
[17]	—	—	—
[18]	—	—	—
[19]	—	—	—

〔註〕 (C)は「供方江之控」、(A)は「供方次第之事」(陸路)、(B)は「覚」(船中)
(C)は「掟 江戸へ申道条々」(江戸)。

て後考にまちたいと思う。

ところで、参勤道中または在府時などの家中の衣裳にも規定がなされた。寛永四年七月、鍋島勝茂が下附した「過怠条々」をみると、ここでは冒頭に「衣裳」に関して、一般の家中と同様、小々姓も紬・日野・紙子・木綿の類を着用させ、千石以下の者が国許で絹布の夜着を使用することを禁じたりしながら、道中の衣裳については「上方供之者於出国は、定置候衣裳たるべき事」と、本文中の規定をはずしている。一方、同十八年春の「過怠条々」では、中間以下の者の布木綿・紙子以外の使用を禁ずると共に、「乗懸之ふとん、毛氈之上ニ一ツハ不苦、但結構成ル物ニ而仕間敷事」と規定している。⁽⁶⁸⁾これだけでは、道中の衣裳の一端をうかがうにすぎないが、『鳥ノ子御帳』所収の「供之者法度過怠条々」がその欠を補ってくれる。

その各条項の要旨を示すと、(1)蒔絵の袷や折敷、(2)乗懸の蒲団で目立つ絹布、(3)知行三百石以下のものの羅紗の雨具、(4)百石以下のものの高価な唐物類の衣装、(5)陸小姓の綿珍・綸子・緞子など、目立つ高価な衣装・襟・袖縁・脚

絆・上下帯、(6)中間以下のものの布木綿・紙子・袍以外の絹布類、以上の六条項の使用をそれぞれ禁じている(但し、「4」のうち藩主やその子達が召使う医師・外科・茶坊主・小々姓の衣裳はこの限りでない)。道中供之者の衣裳の実際をうかがうことができる。

なお、先きの寛永四年の「過怠之条々」には、「上方上下之刻、親子并妻子之外、ミやけもの、次ニ錢可相止事」と、道中の帰途に土産物を買ったり、餞別を渡すことを禁じている。同十八年の「過怠条々」にも同様の規定がみられるが、ここでは「家中之者、上方上下之刻、我等、同子共、ニミやげ物不可持参、取次候義も可停止候、然上ハ上下之節、妻子之外ミやげ物・錢可相止事」とあって、家中の者が、藩主とその家族へ土産物を持参することを禁じている点が目される。藩制の確立段階を象徴する規定といつて差支えないであろう。

四 状 態

佐賀藩主の参勤交代の状態については、前々項および前項の仕組・取締における長文の史料や記述内容からも大体の輪廓がつかめるものと思うが、以下、江戸前期の場合に限って簡単にふれておきたい。大名の生活のなかに占める参勤交代の比重は、参勤・下国の道中の状態や在府中の勤役生活、財政問題ひとつをとりあげても容易に理解できるはずである。こうした参勤交代制下にあつて、大名が煩忙な生活、多大の経済的犠牲を払いながら、二百数十年もの長期にわたる辛勞に耐え忍ばねばならなかった理由は、まさにその実行こそが藩存続のための重要な政治的条件のひとつであつたからである。このことは、鍋島勝茂が多少の病氣を押しても参府し、徳川氏に忠誠心を披瀝した事実からも明らかである。これより先き寛永十四年三月、勝茂が子の元茂・直澄に宛てた書状を抜萃してみよう。⁽⁷⁰⁾

「猶以、我等腹中昼夜二十一、二度宛下り、志ぶり腹ニ候て、何共迷惑申候へ共、色々養生申候故、昨日よりかよひうすく得心安分ニ候、弥養生無油断候条、定而五六日過候ハ、大かた能候ハんと存候条、心安可被存候、され

は、廿二日は少々、腹中相殘候共、可罷立候、大坂迄良意召連候、玄湖も借申事候条、路次中養生申、可罷上存候、已上」

ここでは、在国中すでに病いに臥せながら、あえて医者兩人を召連れて参勤旅行に出立せんとする悲壮なまでの決意が吐露されている。このほかに、年代不明の分までふくめると、勝茂が病中保養しながら参勤した事例は枚挙にいとまがないのである。勝茂は、明暦二年十一月、多久長門ら五人の宿老中に宛てた書状の中で、⁽⁷⁾「我等儀、路次中も何角煩敷候て致違着、迷惑申候」とか、「我等事、于今兎角煩敷候故、内田玄勝葉令服用、保養申候付（中略）、乍然歩行弥難成駄候故、登城申候儀、可令遅々と迷惑申事候」などと述べている。彼が没したのは、実に翌三年三月のことであった。また一方、江戸初頭においては、「江戸へ長々御打詰候大名衆、御暇出申」した場合、一般にすぐ帰国するのが慣わしではあるが、必ずしも定制化したわけではない。特に勝茂の例にみるごとく、「御暇被遣候共、被仰分、可有御逗留御覚悟ニ候」というふう⁽¹²⁾に、暫時在府を続けることも稀ではなかったのである。

ところで、藩主は参勤道中及びその前後数日間には各種行事に関与するのが恒例であった。まず参勤発駕前には、社寺に参詣して旅中の安全、領内の平穩を祈願し、自分の家族をはじめ一族・家中・町人・百姓などを謁見したり、多忙をきわめる。その詳細は江戸後期の分の叙述にゆずるが、ここでは「法性院様御代御駕籠心遣役覚書」によって、佐賀藩主鍋島吉茂（第五代）の道中関与する行事を見ることにしよう。⁽¹³⁾吉茂は綱茂の子として、寛文六年に生れ、襲封したのが宝永四年五月で、享保十五年三月に没した。したがって、右の史料の記載内容は宝永四年から享保十四年の間、すなわち江戸前期も終末頃のものとなる。

さて、吉茂は参勤発駕の当日、佐嘉城の御玄関前で、御式台番・御供番・御城代番・御門番・御傍の残人数を謁見する（*なお、下国の節は、御門外で親類・家老を謁見する）。次いで着座中・請役家老・同付役侍中・小物成方侍役中・勘定所侍役中・御借銀方侍役中・会所付役侍中・使者屋番侍を謁見する。勢屯には御医師中が、また諸与侍中や御留

守居組は手明鎧までが罷り出る。北御門の外には鍋島紀伊守(小城)家来・同山城家来、中嶋口には町代官、高尾宿外れには御歩行と新歩行、さらに佐嘉郡下代と郡目付(*御下国の時は、高尾宿に惣侍)が罷り出る。原ノ町には社人山辺日向(*御下国の時は、同所に着座)、同町外れには鍋島摂津守(蓮池)家来、神崎には真光寺・浄光寺(浄光寺は無披露)が、同所の御茶屋前には御茶屋番・代官・下郡代・目付・金剛院、轟木では轟木御茶屋番・代官・下郡代・郡目付・御屋形番、田代では代官二人が罷り出る。

筑前領原田宿から御道引が黒崎まで出るが(*番人は下座)、黒田伊勢守の領内でも御道引が出る。小倉では家老・町奉行が出(*番人下座)、大里では在番の者二人・下ノ関御屋敷番・手明鎧目付、さらに下ノ関御用聞道山利兵衛・大里屋善八・同次兵衛・同助左衛門・市田屋福右衛門・兵庫屋与惣右衛門・角屋庄三郎、そして善四郎・塩飽屋又兵衛らが罷り出る。藩主の御乗船または御着船の際、大里御供の目付・馬上の人・郡目付・人馬心遣の手明鎧が罷り出る。航行中は津和で伝三郎、室で本陣名村四郎兵衛・同治兵衛、兵庫で肥前屋紹右衛門・同三郎左衛門・同平三郎が罷り出る。

大坂御屋敷へ吉茂が入った時は、御留守居・目付・諸役人・京都御留守居が罷り出る。なお、吉茂は大坂町奉行所へ御見舞いに出むいた後、大坂御屋敷を発駕するが、このとき諸役人・船奉行・船頭、それに御用聞町人が謁見をうける。淀では使者と町奉行、伏見では代官雨宮庄九郎の手伝二人と使者、そしてこの伏見と大津の両本陣には京都からの使者と町人・肥前屋九左衛門(*また、吉茂が京都へ立寄った場合、御門跡・留守居・御用聞・諸役人)らが罷り出る。

膳所では使者と御道引(番人は下座)、梅ノ木村では是斎、土山・坂ノ下・石薬師・四日市では代官の使者と手伝または家来、それに土山では人馬心遣などが罷り出る。庄野では代官石原清左衛門が顔を出す、そうでない時は手伝を出す。桑名では本陣肥前屋太田惣大夫のほか、町奉行・船方役各二人が出、船方役のうち一人は吉茂の御召船に同乗する。宮では嶋田権蔵・伊勢屋伝左衛門、岡崎では使者と御道引、それに有松無漏庵・今岡の茶屋亭主が罷り出

る。藤川・赤坂・御油では代官の手伝が出る。なお、赤坂と御油の間には内匠の家来が罷り出る。このほか荒井（新居）の才兵衛が吉茂の宿所へ参上するが、吉田では同藩の町奉行が出、二川では松平和泉守の家来が御道引をし、白須賀では代官より手伝が出る。

荒井（新居）関所では、関所番人が下座し、吉茂は乗物からおりて番人らに言葉をかけ、関所内の渡船場で御座船に乗って今切の渡しをわたる。船が舞坂につくと代官の手伝が、浜松では同藩の使者および家来が出る。天竜川の渡船に際しては、代官や池田村庄屋が天竜川心遣として出、見付・中泉・袋井・新（日）坂では代官よりの手伝が出る。菊川では矢根師の菊川才兵衛、金谷と嶋田では代官より手伝が、大井川の渡しでは大井川心遣の者や権蔵兄弟なる者が出る。岡部では内匠の使者、藤枝では同藩の使者と御道引の奉行が出む。丸子・江尻・沖（興）津・油井には代官より手伝が、また江尻と神（蒲）原には使者、吉原・原・沼津・三島には代官より手伝が出む。箱根の本陣鎌倉屋太郎左衛門は吉茂の旅中まで出迎え、同じく箱根の獵師も罷り出る。小田原では同藩の使者が御道引に出、また番人が下座するというが、この番人は箱根関所番であるか、小田原城下出口の御門番かは判然としない。大磯には手伝と相模大山の円明坊が、ついで平塚・藤沢・戸塚で手伝、なお戸塚では人馬心遣、馬入川では手伝と船心遣が出る。そして品川宿の出口には鍋島家一門の者からの使者が待っている。このほか、街道宿駅の本陣亭主が拝謁に罷り出、献上物を捧呈したりするのが通例であった。

こうして藩主は、街道諸所の大名使者や代官・町人・百姓などの手伝・拝謁をうけながら、江戸へむかうのであるが、この間快適な参勤道中の旅をつづけたわけではない。狭く窮屈な乗物の中におしこめられながら、行く先きぎきで、これらの諸大名や代官、そのほか重要な幕府役人に対して非常な気遣いをせねばならなかったし、本国で政務を担当する宿老や家中の者の安否などにも細心の配慮をしたことは、その数多く丹念な書状の遣りとりの中にかうことができる。また、道中での他藩の武士や町人、宿駅助郷の人馬との接触も気苦労が多かった。特殊な例である

が、元禄五年鍋島元武(支藩小城)の帰国途中、東海道の亀山領荷針村(伊勢)で、随行の陸之者渡辺久内が駅所の馬に疵をつけたということで、公儀の生類憐みの令にふれる事件が起きた。これは取調べの結果、幸わい死罪を免がれて国許追放で事済んだが、佐賀支藩(小城)の例とはいえず、本藩にもかかわる難問題であった。このほか、道中供之者の病氣や乱心などが相ついだことも特筆すべきことである。

一方、藩主は、藩財政のありで、参勤・下国の日程に変更をきたすことも稀ではなく、また宿駅本陣の亭主からの献上物を辞退したり、本陣修復補助金の下附嘆願を拒絶したり、年代の下降にともない憂うつな旅行が多くなった。特に大坂や伏見を通行する時など、藩への貸金返済をせまる町人らが、大坂の藩邸や宿駅本陣などに押しかけ、また行列途中で大勢訴え出たりして、藩主や供之者に恥をかかせることも稀ではなかった。参勤の佐賀藩主鍋島氏は、こうした幾多の難問を乗り越えながら毎年江戸へ本国間の往返を繰返したのであったが、その詳細は稿をあらためて述べることにしたい。

結びにかえて

本稿では、江戸前期の参勤交代の行程・仕組・取締・状態について、主に史料紹介のかたちで取りあげた。こうした関係で、意をつくせぬところや不満足な記述も多いが、この点は江戸後期のそれを取扱う際に補うことにしたいと思う。

【註】

(1) 丸山雍成「参勤交代制の研究(Ⅲ)——九州諸藩を中心として(2)——」(『史淵』一一五輯、昭53)、同「参勤交代制の研究(Ⅳ)——九州諸藩を中心として(3)——」(『九州文化史研究所紀要』二三号、昭53)。

(2) 『勝茂公譜考補』第二巻。

- (3) 「坊所鍋島家文書」三七五―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第十一卷、所収）。
 - (4) 箭内健次編「北・九州」（昭43）三〇三頁。
 - (5) 丸山雅成「参勤交代制の研究」九州諸藩を中心として(3)（『九州文化史研究所紀要』二三号、昭53）。
 - (6)(7) 「勝茂公譜考補」第十卷下。
 - (8) 『綱茂公御年譜』卷之一。
 - (9) 『光茂公譜考補』第二卷。
 - (10) 「吉茂公御年譜」卷之二。
 - (11) 「宗茂公御年譜」卷之一。
 - (12) 丸山雅成「参勤交代制の形成・確立過程と福岡藩」（『福岡藩史研究』昭54、所収）。
 - (13) 「勝茂公譜考補」第二卷。
 - (14) 「坊所鍋島家文書」二一〇―鍋島勝茂覚書（『佐賀県史料集成』古文書編・第十一卷、所収）。
 - (15) 「坊所鍋島家文書」二二四―鍋島勝茂書狀（右同）。
 - (16) 「坊所鍋島家文書」二八四―鍋島勝茂書狀（右同）。
 - (17) 「勝茂公譜考補」第三卷坤。
 - (18) 「元茂公御年譜」卷之二。
 - (19) 「多久家文書」三五二―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第九卷、所収）。
 - (20) 多久茂辰が同茂矩に宛てた書狀（年代不明）によると、「長崎御番」の下命と共に、藩主の帰国に際して、「御迎船も追付伊万里出船申由候」とあり、寛永二十年以降も伊万里より出船したことが判明する（「多久家文書」六一三―多久茂辰書狀）。
- △『佐賀県史料集成』古文書編・第十卷、所収▽。
- (21) 「多久家文書」五三五―多久玄山書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第九卷、所収）。
 - (22) 「多久家文書」三三五―鍋島勝茂書狀（右同）。
 - (23) 「法性院様御代御駕籠心遣役覚書」（『郷談隨筆』第十一、所収）。
 - (24) 「勝茂公譜考補」第三卷坤（引用史料「高源院様御道中記」）。
 - (25) 「光茂公譜考補」第二卷。
 - (26) 「綱茂公御年譜」卷之一にも、寛文十二年三月廿七日の条に「光茂公中国路御越」「公ハ御乗船」とみえる。

参勤交代制の研究 函

- (27) 『綱茂公御年譜』卷之三。
- (28) 『吉茂公御年譜』卷之三。
- (29) 右同・卷之六。
- (30) 『勝茂公譜考補』第三卷。
- (31) 右同・第四卷。
- (32) 「多久家文書」四二―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第九卷、所収）。
- (33) 「坊所鍋島家文書」二九五―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第十一卷、所収）。
- (34) 丸山雍成「参勤交代制の研究」―九州諸藩を中心として(2)―（『史淵』一一五輯、昭53）。
- (35) 『勝茂公譜考補』第三卷坤。
- (36) 右同、『元茂公御年譜』卷之二。
- (37) 「坊所鍋島家文書集成」古文書編・第十二卷、所収。
- (38) 右同・四八三―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第十二卷、所収）。
- (39) 右同・八一七―中野茂利・茂斉連署書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第十三卷、所収）。
- (40) (5)の「佐賀藩主の参勤交代等一覧表」Ⅱ参照。
- (41) 『令条秘録』七上。
- (42) (43)『慶長之比、御書キ物』。
- (44) 「坊所鍋島家文書」二三四―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第十一卷、所収）。
- (45) 右同・三九四―鍋島勝茂書狀（右同）。
- (46) 「多久家文書」二二九―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第八卷、所収）。
- (47) 「多久家文書」八百八、
- (48) 「多久家文書」四―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第十卷、所収）。
- (49) (51)「多久家文書」タ十三、五百七ノ内。
- (50) (52) 右同・八百十。
- (53) 「多久家文書」四―鍋島勝茂書狀（『佐賀県史料集成』古文書編・第十卷、所収）。
- (54) 「多久家文書」タ十一ノ内、六百七十一。

- (55) 右同・八百十二。
 (56) (4) に同じ。
 (57) 『勝茂公譜考補』第九卷。
 (58) 『元茂公御年譜』卷之十。
 (59) 『元茂公御代御政事之部』。
 (60) 正保三年「覚」(『泰盛院様御代御書物書拔・一』所収、佐賀県立図書館蔵)。
 (61) 慶安五年六月「江戸参勤ニ付而之萬仕組」(『泰盛院様御代御書物書拔・一』所収、佐賀県立図書館蔵)。
 (62) 寛永十四年三月「江戸上方逗留并往来主従付、同「路銀駄賃飯米渡覚」(『多久家ニ有之候御書類写』六百七十一、所収)。
 (63) (64) 慶安三年「主従并路銀駄賃飯米其外之定」(『泰盛院様御代御書物書拔・二』所収、佐賀県立図書館蔵)。
 (65) 慶長九年九月「供立次第之事」(『慶長之比御書キ物』所収、佐賀県立図書館蔵)。
 (66) 慶長九年十月「覚」(『慶長之比御書キ物』所収、佐賀県立図書館蔵)。
 (67) 慶長九年九月「掟江戸へ申遣条々」(『慶長之比御書キ物』所収、佐賀県立図書館蔵)。
 (68) 寛永四年七月「過怠之条々」(『泰盛院様御代御書物・二』所収)。
 (69) 『元茂公御年譜』卷之八。
 (70) 「蓮池鍋島家文書」六―鍋島勝茂書狀(『佐賀県史料集成』古文書編・第十四卷、所収)。
 (71) 「多久家文書」三九七―鍋島勝茂書狀(『佐賀県史料集成』古文書編・第九卷、所収)。
 (72) 「坊所鍋島家文書」八二〇―石井茂清・関清長連署書狀(『佐賀県史料集成』古文書編・第十三卷、所収)。
 (73) 『郷談隨筆』第十一(九州文化史研究施設所蔵)。
 (74) 『光茂公譜考補』卷第三、『綱茂公御年譜』卷之一。